

成年後見業務に関する報酬実態アンケート調査分析結果

2023年（令和5年）4月21日
日弁連高齢者・障害者権利支援センター

1 はじめに

本アンケートは、全国の後見業務に従事する弁護士会員を対象に、特に、付加報酬（後見人等が特別の行為を行った際に報酬を付加する）、無報酬案件全般（報酬決定されたものの報酬が受け取れなかった、又そもそも報酬を受け取る見込みが立たず報酬請求しなかった案件）の実情及び成年後見制度利用支援事業に関する実情の調査を目的として行われた。

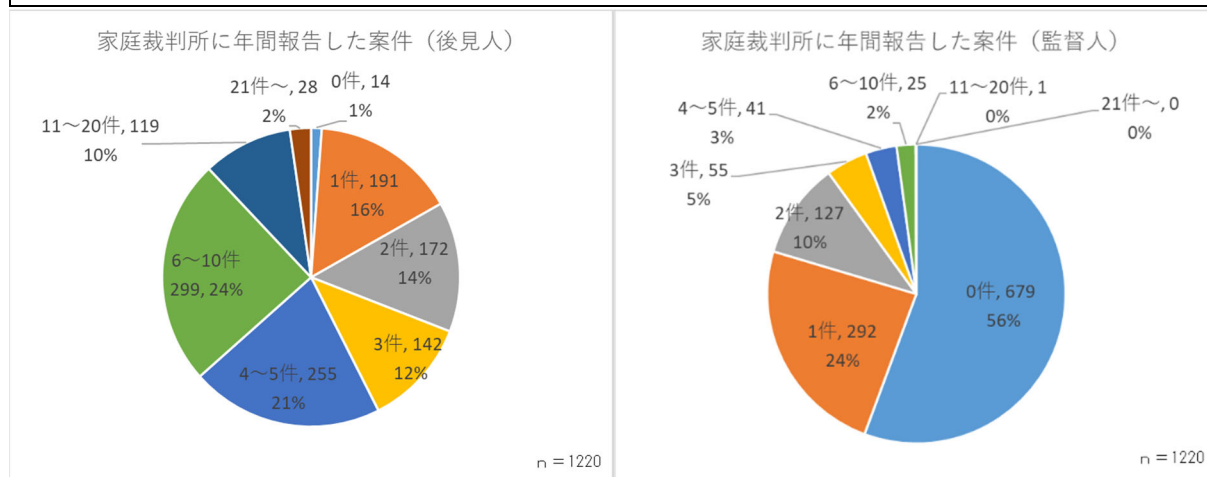
2 アンケート概要

- ・対象案件：2021年10月から2022年9月までの1年間に家庭裁判所に年間報告した案件
- ・対象者：全国の後見業務に従事する弁護士会員
- ・アンケート実施期間：2022年12月15日から2023年1月31日
- ・アンケート実施方法：ウェブアンケートシステムより回答
- ・回答数：1259件

3 アンケートの回答集計・分析

以下、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を「後見人」と、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人を「監督人」と略称します。

問1 家庭裁判所に年間報告した案件の数を、後見人及び監督人に分けてそれぞれ教えてください（2021年10月から2022年9月までの1年間）。



アンケート回答者の内、対象期間内に後見人と監督人のいずれかの業務に従事したことがある会員の数は、1220名であり、いずれにも従事していない会員が39名であった。

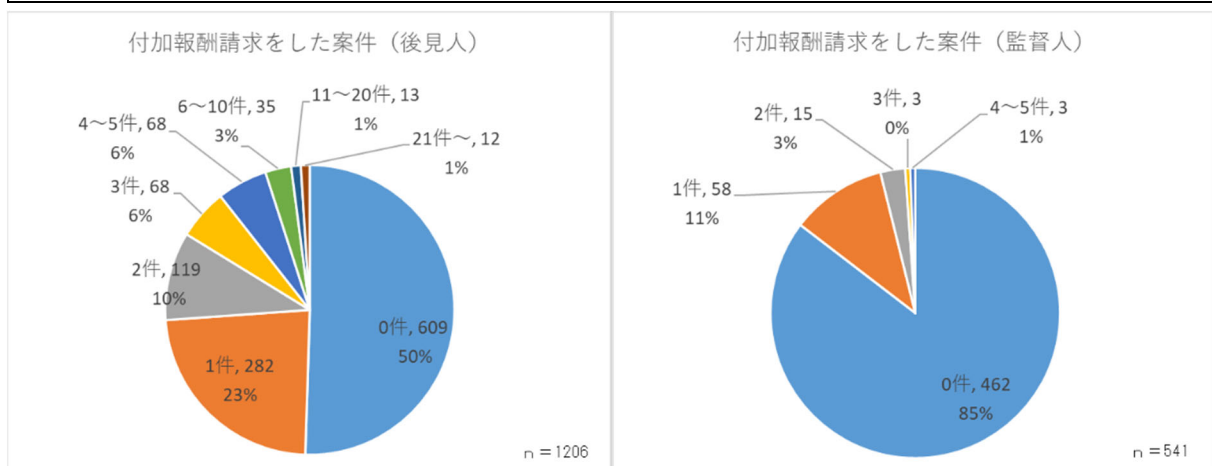
後見人案件の担当数については、5件以下の会員が多いが、ばらつきがあり、5件を超える会員も446名(36.6%)、10件を超える会員も147名(12.0%)いた。

監督人案件の担当数については、1件も受けていないという会員が679名(55.7%)であるが、3件を超える会員も67名(5.5%)いた。

付加報酬について

以下の質問について、2021年10月から2022年9月までの1年間を対象期間として、回答ください。

問2 問1で回答いただいた案件のうち、付加報酬請求をした案件の数を教えてください。



後見人を担当した会員¹のうち、対象期間内に付加報酬請求をしていたことのある会員が597名(49.5%)、監督人を担当した会員²の内、対象期間内に付加報酬請求をしたことがある会員が79名(約14.6%)であった。

問3 【問2で1件以上の回答された方にお聞きします。】付加報酬の具体的な金額等についてお聞きします。なお、付加報酬額については報酬審判に明示されていません。そのため、付加報酬請求していない年と付加報酬請求した年との差額、

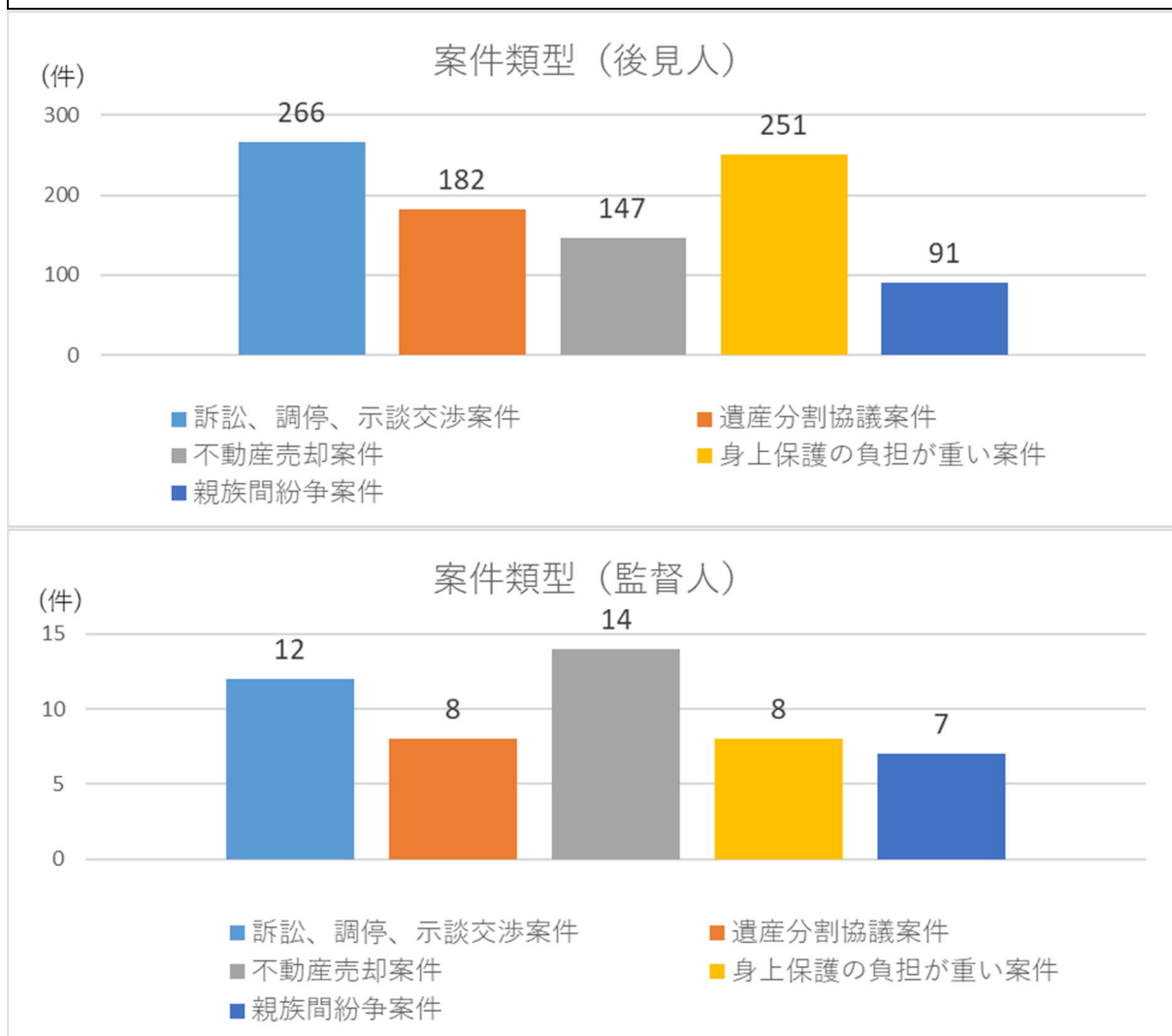
¹ 本アンケートにおいて、対象期間内に後見人を担当したことがある会員の総数は1206名である。

² 本アンケートにおいて、対象期間内に監督人を担当したことがある会員の総数は541名である。

あるいは管理流動資産額から推定される基本報酬との差額等から、付加報酬額を推定計算して当てはまる番号を記載してください。問3-1～問3-5までそれぞれ最大2件記載いただき、3件以上の案件がある場合には、直近で報酬審判があった2件を回答ください。

複数の付加報酬請求をしている場合など、推定計算できない場合には、回答いただかなくて結構です。

また、後見人等が複数選任されて付加報酬を相後見人と分けた案件は外してください。訴訟、交渉等の法的課題の処理が複数年にまたがる案件で毎年部分的に付加報酬請求した案件は回答対象から外し、法的課題終了時点で、一括で付加報酬請求した案件のみお答えください。



※問3-1～3-3の回答結果（グラフ）は別紙参照。

問3-1 訴訟、調停、示談交渉事件（遺産分割協議を除く）

【後見人】

(1) 最も多いレンジ（層）は、付加報酬額でいうと20万円未満、経済的利益でいうと200万円未満である。

付加報酬額と経済的利益については、以下のような関係が見られる。

(2) まず、付加報酬額を基準に見ると、20万円以上40万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益400万円以上の案件が過半数（52.6%）を占める。40万円以上60万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益1000万円以上の案件が約半数（47.5%）を占める。60万円以上90万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益2000万円以上の案件が約半数（47.4%）を占める。120万円以上150万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益3000万円以上の案件が過半数（60.0%）を占める。150万円以上の報酬のレンジ（層）では、経済的利益3000万円以上の案件が過半数（53.8%）を占める。

(3) 次に、経済的利益を基準に、どの程度の付加報酬を受け取っているかを見ると、経済的利益が200万円以上400万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬20万円未満が56.3%を占め、経済的利益が400万円以上700万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が59.1%を占め、経済的利益が1000万円以上2000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬60万円未満が53.3%を占め、経済的利益が2000万円以上3000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬60万円未満が55.6%を占め、経済的利益が3000万円以上5000万円未満のレンジ（層）のときに受け取る報酬90万円未満が57.9%を占め、経済的利益が5000万円以上のレンジ（層）のときに受け取る報酬として60万円未満が61.5%を占めている。

(4) 法テラスの代理援助基準（着手金と報酬金とに分かれているところ、例えば、金銭事件の報酬金は、現実に入手した金銭が3000万円まではその10%（税別）が基準とされる。）と比較しても、経済的利益の割に付加報酬額がかなり低額な場合が多いことがわかる。「経済的利益が5000万円以上のレンジ（層）のときに受け取る報酬として60万円未満が61.5%を占めている」事実からも理解されるとおり、この傾向は経済的利益の額が大きいほど顕著で、経済的利益が大きくなっても報酬額の増加につながっていない実情があると考えられる。

(5) 弁護士の法的知識、実務経験等に裏付けられた専門性や事務処理能力、紛争調整能力等が期待され、それが後見人として選任される理由になっていることが多いにもかかわらず、そのことが適切に報酬に反映されていない実情があると考察せざるを得ない。

【監督人】

監督人については、付加報酬請求をすること自体少ないが、付加報酬を受け取ることができて、最も多いレンジ（層）は付加報酬額でいうと20万円未満で、経済的利益に比して受け取っている報酬額はかなり低額である傾向が見られる。

なお、監督人の付加報酬額については、サンプル数が少ない一方、経済的利益に加え、監督人としての関与の程度にも幅があることが考えられるため、今後引き続き実情把握に努めていく必要があると思われる。

問3-2 遺産分割協議案件（協議書案の作成等、自ら主導的に対応した場合についてのみお答えください。）

【後見人（紛争性がない場合）】

(1) 最も多いレンジ（層）は、付加報酬額でいうと20万円未満である。経済的利益について、特に最も多いレンジ（層）と呼べるような顕著な傾向は認められず、様々な規模の経済的利益の案件があることが分かる。

付加報酬額と経済的利益については、以下のような関係が見られる。

(2) まず、付加報酬額を基準に見ると、20万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益400万円以上の案件が約半数（49.1%）を占め、20万円以上40万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益1000万円以上の案件が過半数（51.6%）を占め、40万円以上60万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益1000万円以上の案件が過半数を優に超え（65.0%）、60万円以上90万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益3000万円以上の案件が過半数（57.1%）を占め、90万円以上120万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益3000万円以上の案件が大半で（77.8%）、120万円以上150万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益5000万円以上の案件が100%である。

(3) 次に、経済的利益を基準に、どの程度の付加報酬を受け取っているかを見ると、経済的利益が200万円以上400万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬20万円未満が70.0%を占め、経済的利益が400万円以上700万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が94.1%を占め、経済的利益が700万円以上1000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が63.6%を占め、経済的利益が1000万円以上2000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が58.3%を占め、経済的利益が2000万円以上3000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が50.0%を占め、経済的利益が300

0万円以上5000万円未満のレンジ（層）のときに受け取る報酬60万円未満が52.6%を占め、経済的利益が5000万円以上のレンジ（層）のときに受け取る報酬として120万円未満が61.1%を占めている。

- (4) 法テラスの代理援助基準(着手金と報酬金とに分かれているところ、例えば、遺産分割事件の報酬金については、相続分の3分の1とし、その10%(税別)を基本とする)と比較しても、経済的利益の割に付加報酬額がかなり低額であることが多いことが分かる。「経済的利益が2000万円以上3000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が50.0%を占めている」という事実からも理解されたとおり、この傾向は経済的利益の額が大きいほど顕著で、経済的利益が大きくなっても報酬額の増加につながっていない実情があると考えられる。
- (5) 弁護士の法的知識、実務経験等に裏付けられた専門性や事務処理能力、紛争調整能力等が期待され、それが後見人として選任される理由になっていることが多いにもかかわらず、そのことが適切に報酬に反映されていない実情があると考えざるを得ない。

【監督人（紛争性がない場合）】

サンプル数が少なく有意な結論を見出すことは難しい。

【後見人（紛争性がある場合）】

- (1) 最も多いレンジ（層）は、付加報酬額でいうと20万円未満及び20万円以上40万円未満のレンジ（層）である。経済的利益については200万円未満のレンジ（層）が多いが、様々な規模の経済的利益の案件があることが分かる。付加報酬額と経済的利益については、以下のような関係が見られる。
- (2) まず、付加報酬額を基準に見ると、20万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益200万円以上の案件が約半数（46.7%）を占め、20万円以上40万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益1000万円以上の案件が半数（50.0%）を占め、40万円以上60万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益2000万円以上の案件が半数（50.0%）を占め、60万円以上90万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益3000万円以上の案件が過半数（66.7%）を占め、90万円以上120万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益2000万円以上の案件が100%である。
- (3) 次に、経済的利益を基準に、どの程度の付加報酬を受け取っているかを見ると、経済的利益が200万円以上400万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬20万円未満が66.7%を占め、経済的利益が400万円以上700万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が66.7%を占め、経済的利益が700万円以上1000万円未満のレンジ（層）のとき、

受け取る報酬40万円未満が100%である。経済的利益が1000万円以上2000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬40万円未満が83.3%を占め、経済的利益が2000万円以上3000万円未満のレンジ（層）のとき、受け取る報酬60万円未満が50.0%を占め、経済的利益が3000万円以上5000万円未満のレンジ（層）のときに受け取る報酬90万円未満が50.0%を占め、経済的利益が5000万円以上のレンジ（層）のときに受け取る報酬として40万円未満が66.7%を占めている。

(4) 紛争性がない案件よりは報酬が少し高めに算定されることが多いように見受けられるが、いずれにしても法テラス代理援助基準（着手金と報酬金とに分かれているところ、例えば、遺産分割事件の報酬金については、相続分の3分の1とし、報酬金はその10%（税別）を基本とする）と比較しても、経済的利益の割に付加報酬額がかなり低額な場合が多いことが分かる。この傾向は経済的利益の額が大きいほど顕著で、経済的利益が大きくなっても報酬額の増加につながっていない実情があると考えられる。

(5) 弁護士の法的知識、実務経験等に裏付けられた専門性や事務処理能力、紛争調整能力等が期待され、それが後見人として選任される理由になっていることが多いにもかかわらず、そのことが適切に報酬に反映されていない実情があると考えざるを得ない。

【監督人（紛争性がある場合）】

サンプル数が少なく有意な結論を見出すことは難しい。

問3-3 不動産売却案件

【後見人】

(1) 最も多いレンジ（層）は、付加報酬額でいうと20万円未満である。経済的利益については、300万円未満のレンジ（層）、次いで1000万円以上2000万円未満のレンジ（層）が多いが、特に最も多いレンジ（層）と呼べるほどの顕著な傾向は認められず様々な規模の経済的利益の案件があることが分かる。

付加報酬額と経済的利益については、以下のような関係が見られる。

(2) まず、付加報酬額を基準に見ると、20万円以上40万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益1000万円以上の案件が大半（80.6%）で、40万円以上60万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益2000万円以上の案件が過半数（61.9%）を占め、60万円以上90万円未満の報酬のレンジ（層）では、経済的利益3000万円以上の案件が半数弱で（40.

0%)、90万円以上120万円未満の報酬のレンジ(層)では、経済的利益3000万円以上の案件が過半数を優に超え(71.4%)、150万円以上の報酬のレンジ(層)では、経済的利益3000万円以上の案件が大半である(80.0%)。

(3) 次に、経済的利益を基準に、どの程度の付加報酬を受け取っているかを見ると、経済的利益が300万円以上600万円未満のレンジ(層)のとき、受け取る報酬20万円未満が91.3%を占め、経済的利益が600万円以上1000万円未満のレンジ(層)のとき、受け取る報酬20万円未満が64.7%を占め、経済的利益が1000万円以上2000万円未満のレンジ(層)のとき、受け取る報酬40万円未満が71.4%を占め、経済的利益が2000万円以上3000万円未満のレンジ(層)のとき、受け取る報酬40万円未満が40.0%を占め、経済的利益が3000万円以上5000万円未満のレンジ(層)のとき、受け取る報酬60万円未満が44.4%を占め、経済的利益が5000万円以上1億円未満のレンジ(層)のときに受け取る報酬として40万円未満が55.6%を占め、経済的利益が1億円以上のレンジ(層)のときに受け取る報酬として60万円未満が60.0%を占めている。

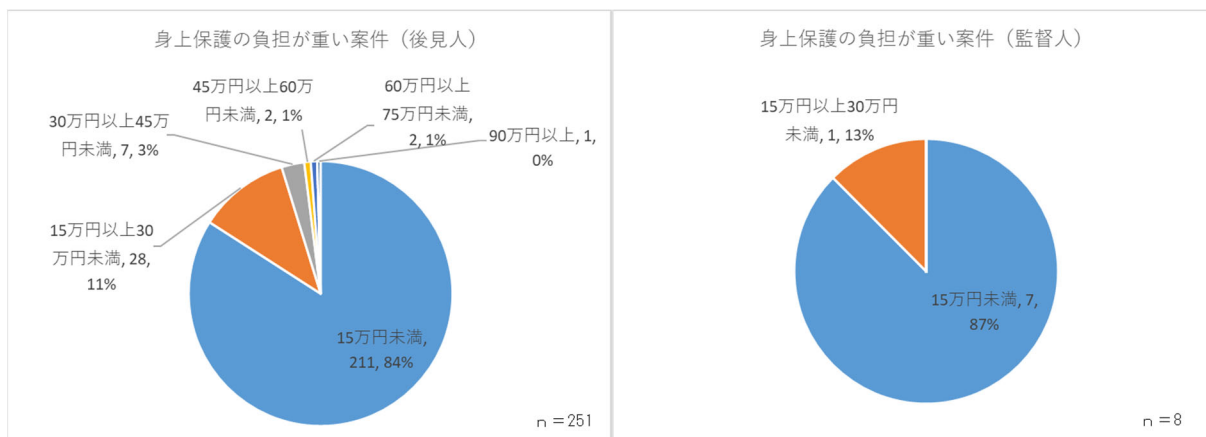
(4) 経済的利益の割に付加報酬額がかなり低額な場合が多いことが分かる。経済的利益が大きくなっても付加報酬額が60万円を容易に超えない案件が多いという事実からも理解されたとおり、この報酬の低額化傾向は経済的利益の額が大きいほど顕著で、経済的利益が大きくなっても報酬額の増加につながっていない実情があると考えられる。

(5) 単純に比較はできないが、実務上400万円を超える不動産売買の不動産仲介業者の仲介手数料が3%+6万円(税別)であることが多いことからしても(宅地建物取引業法第46条、国土交通省告示参照)、付加報酬の額、取引額との相関性等の点で、現在の付加報酬基準にはかなり課題があると思われる。不動産売却に関する弁護士の法的知識、実務経験、事務処理能力等が期待され、それが後見人として選任される理由になっていることが多いにもかかわらず、そのことが適切に報酬に反映されていない実情があると考察せざるを得ない。

【監督人】

監督人については、付加報酬請求をすること自体少ないが、付加報酬を受け取ることができて、最も多いレンジ(層)は20万円未満で、経済的利益に比して受け取っている報酬額はかなり低額である傾向が見られる。

問3-4 身上保護の負担が重い案件



【後見人】

最も多いレンジ（層）は、報酬15万円未満のレンジ（層）で、8割を優に超えている。

報酬30万円未満のレンジ（層）で見ると、95.2%である。

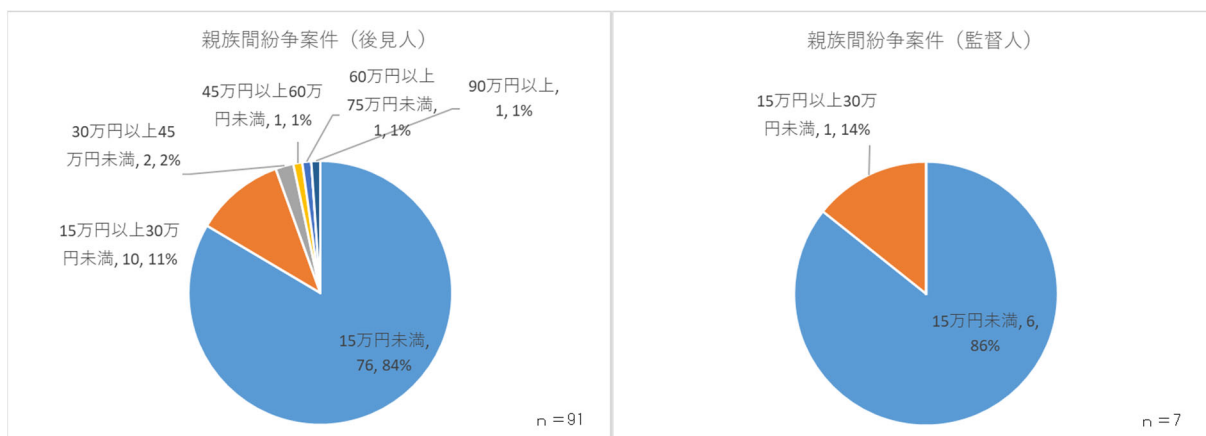
身上保護の負担が重い案件として、たとえば本人対応にかなり苦慮する事案、虐待事案、終末期医療対応の負担が重い事案などが想定されるが、15万円未満の報酬の案件の内情が今回のアンケートでは見えないものの、全体としてみると、平均月1万円の加算がされるというのが概ね相場であると推察される。

身上保護の重い案件については、後見人として時間的、労力的、精神的負担が大きい事案も少なくないと想定されるし、事案によっては業務妨害等他業務に支障が生じるような場合もある。弁護士の場合、虐待事案等のように法的判断に裏付けられた紛争処理能力等の専門性も考慮されて選任されていることも少なくないと考えられるが、報酬はこれに見合わない内容になっているように考察される。

【監督人】

後見人と同様の傾向が認められるといえる。

問3-5 親族間紛争案件



【後見人】

最も多いレンジ（層）は、報酬15万円未満のレンジ（層）で、8割を優に超えている。

報酬30万円未満のレンジ（層）で見ると、94.5%である。

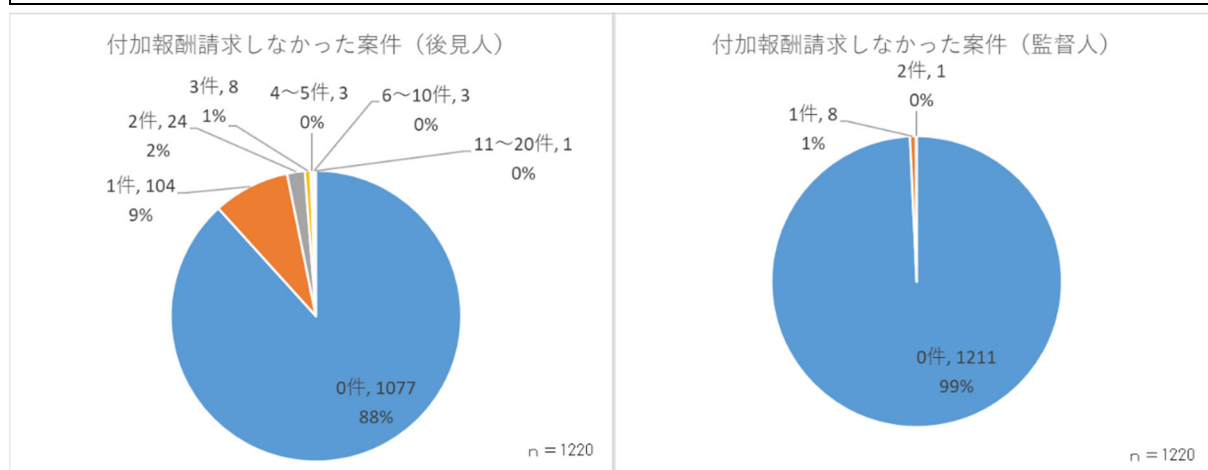
親族間紛争事案についても、身上保護の負担の重い事案と同じような傾向が見られる。15万円未満の報酬の案件の内情が今回のアンケートでは見えないものの、全体としてみると、平均月1万円の加算がされる程度というのが概ね相場であると推察される。

後見人として時間的、労力的、精神的負担が大きい事案も少なくないと想定されるし、事案によっては業務妨害等他業務に支障が生じるような場合もある。弁護士の場合、法的判断に裏付けられた紛争調整能力等の専門性も考慮されて選任されていることも多いと考えられるが、報酬はこれに見合わない内容になっているように考察される。

【監督人】

後見人と同様の傾向が認められるといえる。

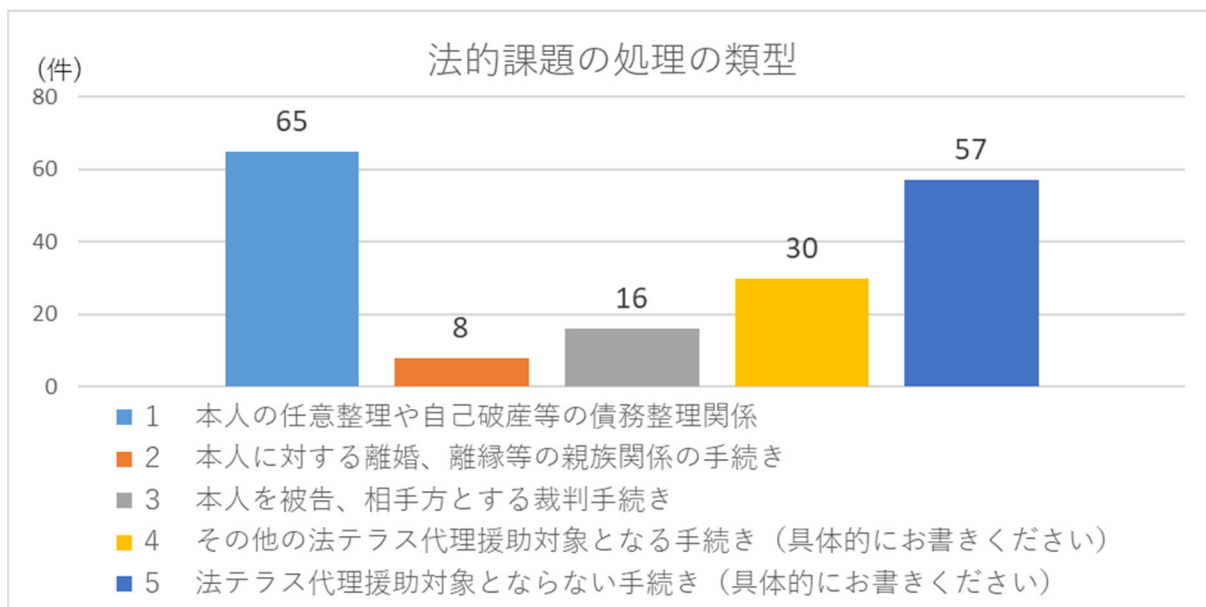
問4 業務内容としては法的課題を処理して付加報酬請求できる案件であったにもかかわらず、付加報酬請求しなかったという案件があれば、その件数を教えてください。



対象者1220名中、後見人及び監督人を含めて全体の12.0%に当たる146名の回答者（後見人及び監督人いずれも付加報酬請求しなかった回答者は1名と数える。）が、対象期間内（2021年10月から2022年9月報告分）に法的課題を処理するも付加報酬しなかった経験を有することが分かる。

同期間内に2件以上経験したという回答者が39名、全体の3.2%であることが分かる。

問5 【問4で1件以上と回答された方にお聞きします。】付加報酬請求しなかった法的課題の処理の類型及び請求しなかった理由を案件別に教えてください。なお、最大2件まで御記載いただき、3件以上の案件がある場合には、直近で報酬審判があった2件を御回答ください。

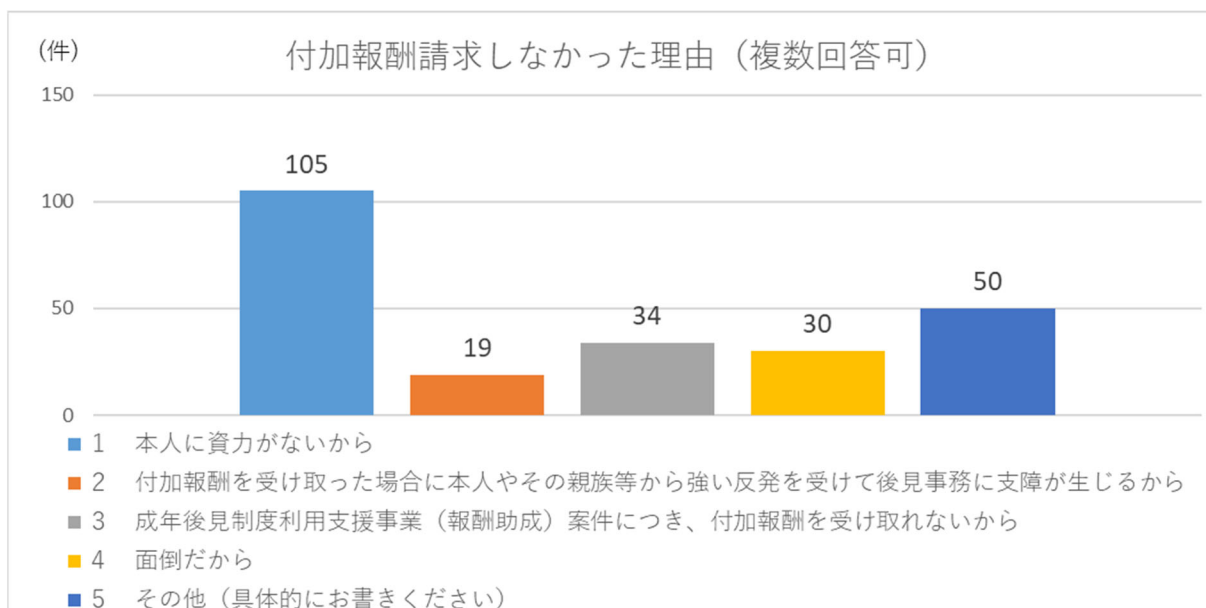


備考1 「4」について

遺産分割9、相続放棄3、その他相続関係3、金銭請求6、借地借家関係2、その他。

備考2 「5」について

不動産売却7、身上監護の負担6、親族間紛争8、後見人対応2、生活保護申請2、退院請求1、その他。



備考1 「5」について

経済的利益がない・少額のため、付加報酬を得ることによる本人の財産への将来的な影響、簡易な事務であったため、相応の基本報酬を受け取っているため、付加報酬請求しなくても裁判所が判断してくれると思ったためなどの理由が挙げられていた。

まず、付加報酬請求しなかった類型は、問5に回答のあった案件数176件のうち、債務整理関係が65件(36.9%)、本人を被告、相手方とする裁判手続が16件(9.1%)、離婚等の親族関係の手続が8件(4.5%)である。他に、遺産分割、不動産売却、親族間紛争対応、身上保護の重い負担について、付加報酬請求できなかったことが示されている。

次に、付加報酬請求しなかった理由(複数回答可)は、問5に回答のあった案件数176件のうち、本人に資力がないからと答えた回答が105件(59.7%)、成年後見制度利用支援事業(報酬助成)案件につき付加報酬を受け取れないからが34件(19.3%)、付加報酬を受け取った場合に、本人やその親族等から強い反発を受けて後見事務に支障が生じるからが19件(10.8%)である。他に、「経済的利益がない・少額のため」「簡易な事務であったため」「相応の基本報酬を受け取っているため」などの理由が挙げられていた³。

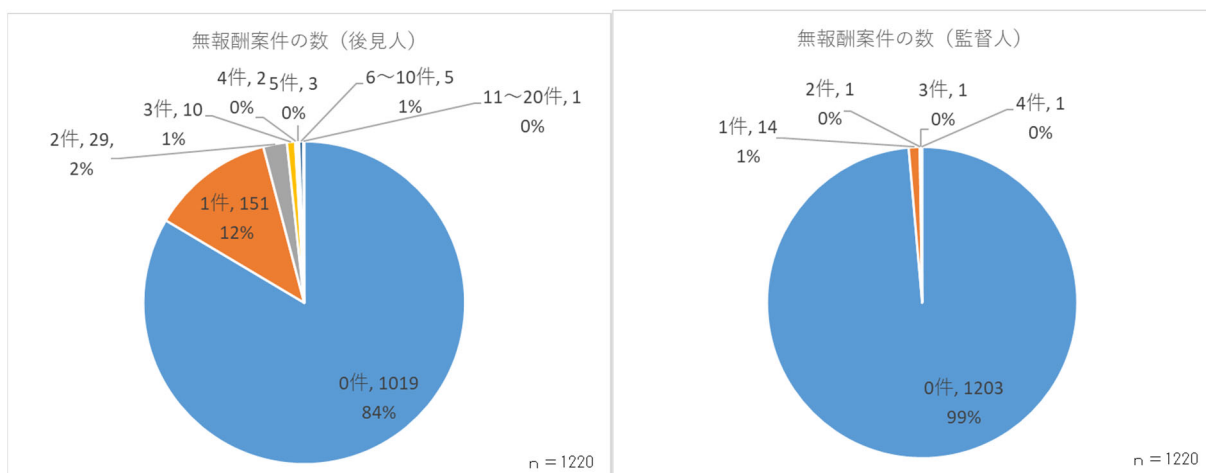
弁護士としては、基本的人権擁護の見地から、債務整理や本人を被告等とする案件等、後見事務手続上、本人の権利を守るため法的課題を処理せざるを得ないと判断して対応することが多いと思われるが、本人に資力がなく、法的課題を解決しても付加報酬の請求をできない案件が相当数あることが示されている。

無報酬案件について

問1で回答いただいた案件のうち、無報酬案件についてお伺いします(2021年10月から2022年9月までの1年間)。ここでいう「無報酬案件」とは、報酬請求して報酬決定を得たが報酬を受け取れなかった案件、及びもともと報酬を受け取る見込みが立たず報酬請求しなかった案件の双方を含みます。なお、成年後見制度利用支援事業(報酬助成)により報酬助成を受けた案件は除きます。

問6 問1で回答いただいた案件のうち、無報酬案件の数を教えてください。

³ 複数回答可なので、合計は100%を超える

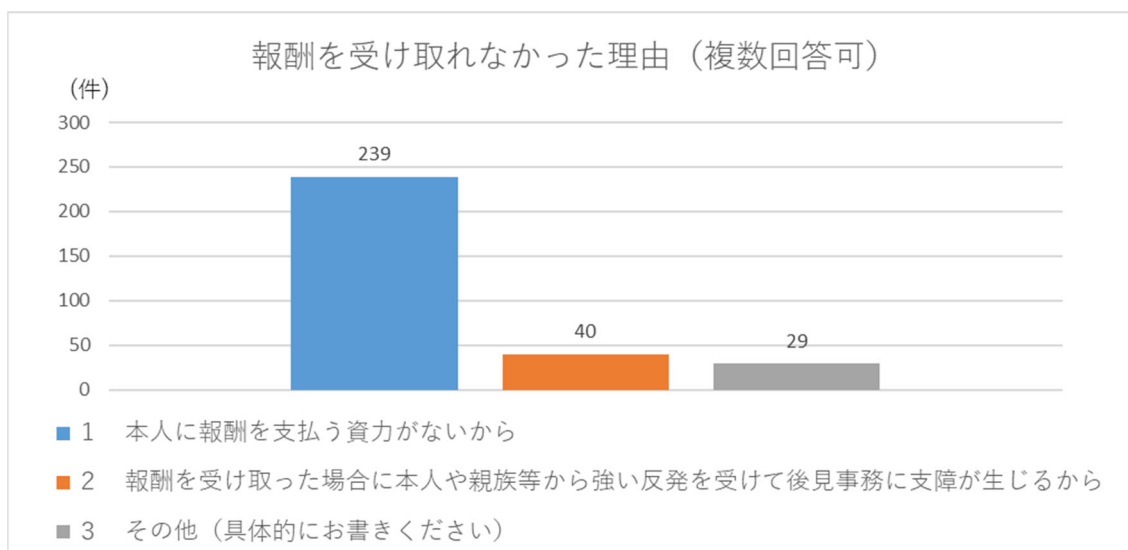


後見人については、全体の16.5%に当たる201名（全1220名）の回答者が、対象期間内（2021年10月から2022年9月報告分）に無報酬案件の経験を有していたことが分かる。

同期間内に2件以上経験したという回答者が50名、全体の4.1%いることが分かる。

監督人についても、全体の1.4%にあたる17名（全1220名）の回答者が、同様に無報酬案件の経験を有していたことが分かる。

問7 【問6で1件以上の回答された方にお聞きします。】報酬を受け取れなかった理由について教えてください（複数回答可）。なお、最大3件まで御記載いただき、4件以上の案件がある場合には、直近で報酬審判があった3件を御回答ください。



備考1 「3」について

代理権のない保佐・補助事案で本人が報酬を払ってくれないから6、資力、収入がないわけでは

ないが少ないため4、今資力ないが後日の入金で払ってもらうため3、その他。

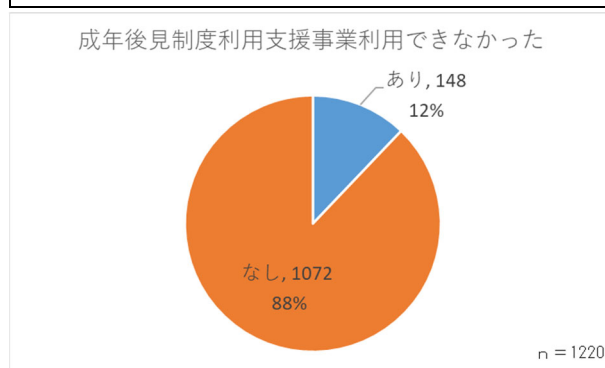
報酬を受け取れなかった理由（複数回答可）についてであるが、報酬を受け取れなかった理由の回答があった全278件の案件のうち、本人に報酬を支払う資力がないからが239件（86.0%）、報酬を受け取った場合に本人や親族等から強い反発を受けて後見事務に支障が生じるからが40件（14.4%）である。他に、「代理権のない保佐・補助事案で本人が報酬を払ってくれないから」が6件、「資力、収入がないわけではないが少ないから」が4件、「今資力がないが後日の相続等の入金で支払ってもらうことになっているから」が3件などの理由が挙げられていた⁴。

全体の16.5%の回答者（後見人）が、対象期間内（2021年10月から2022年9月報告分）に無報酬案件（自治体の報酬助成を受けた案件を除く）の経験を有しており、その主たる理由が本人の資力の問題であることが理解される。また、代理権のない保佐・補助事案で本人の理解が得られない場合を含め、本人や親族等からの理解が得られず、報酬の支払いがされない案件も一定数あることが示されている。

成年後見制度利用支援事業（報酬助成事業）について

問1で回答いただいた案件のうち、成年後見制度利用支援事業の利用等に関して経験したことをお伺いします（2021年10月から2022年9月までの1年間）。

問8 同事業を利用できなかった（自治体から断られる、あるいは自治体の報酬助成の一部しか助成を受けられなかった）ことはありますか。

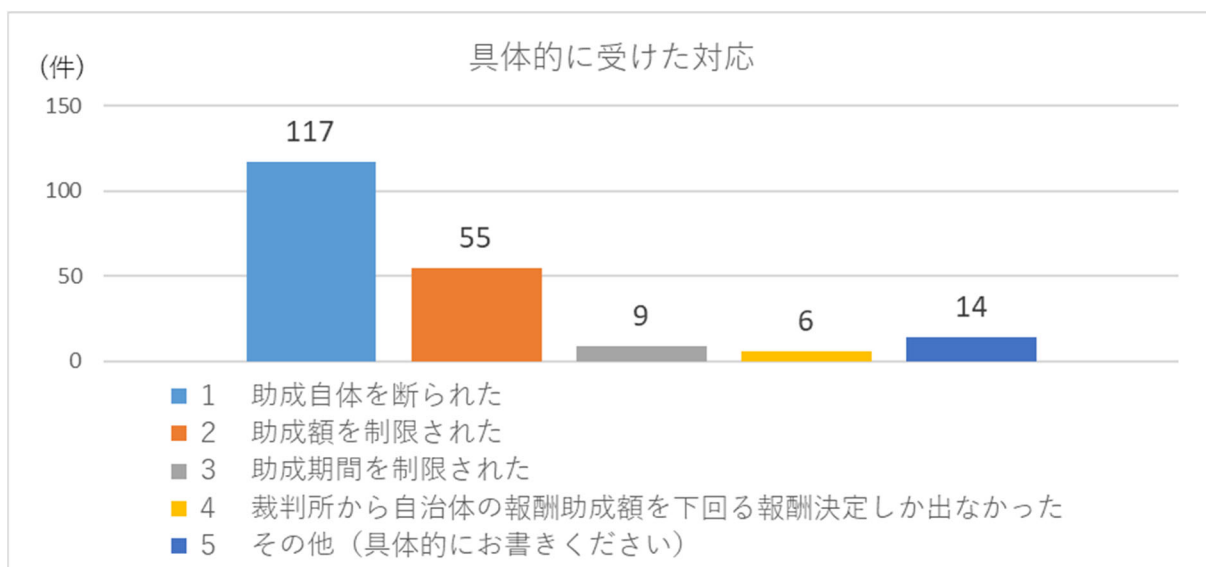


対象者1220名中、全体の12.1%に当たる148名の回答者が、対象期

⁴ 複数回答可であるため、合計は100%を超える

間内（2021年10月から2022年9月報告分）に報酬助成の利用を断られたり、制限されたりした経験を有していたことが分かる。

問9 【問8で「① あり」と回答された方にお聞きします。】具体的にどのような対応を受けましたか。また、その自治体名（都道府県＋市町村名）も教えてください。なお、最大3件まで御記載いただき、4件以上の案件がある場合には、直近で報酬審判があった3件を御回答ください。

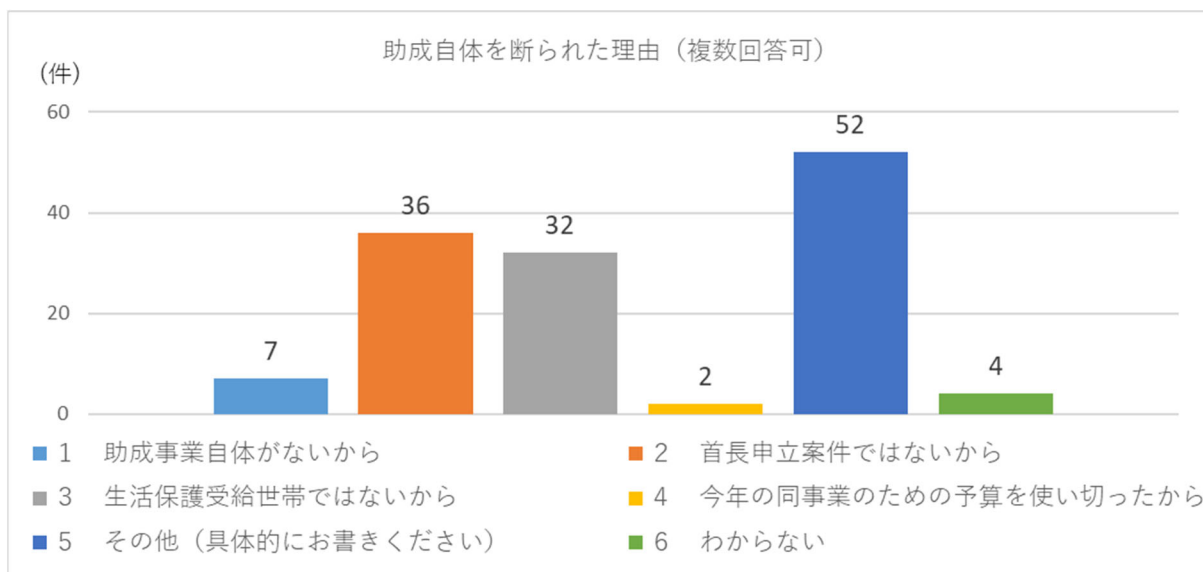


備考1 「5」について

事前に要綱を確認したりすることで対象外と判断した、その他。

成年後見制度利用支援事業を利用できなかったと回答があった案件数（201件）のうち、助成自体を断られたとの回答が117件（58.2%）で、助成額を制限されたとの回答が55件（27.4%）、助成期間を制限されたとの回答が9件（4.5%）、裁判所から自治体の報酬助成額を下回る報酬決定しか出なかったとの回答が6件（3.0%）であった。その他として、「事前に要綱等を確認したりすることで対象外と判断した」という回答等があった。

問10 【問9で1件以上「① 助成自体を断られた」と回答された方にお聞きします。】断られた理由を教えてください。（複数回答可）



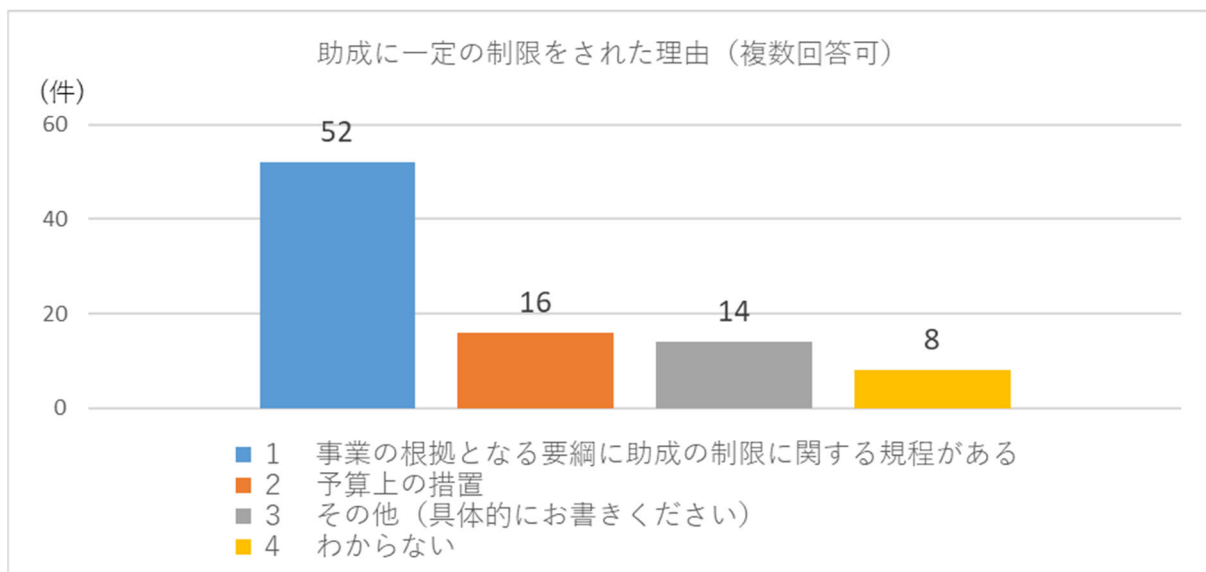
備考 「5」について

資力・収入要件を満たさなかったため24（預金額が一定額を超える、預金額が裁判所の報酬決定額をわずかに上回る、収入が一定額を超える、年金収入や重度障害者の手当収入がある、不動産がある、他の世帯の親族に資力、収入があるためなど）、住所要件を満たさなかったため5（転居したことにより転居前、転居後いずれの自治体からも受けられなかったため、住所地特例者は対象外であるためなど）、自治体の福祉サービスを受けていなかったため1、後見申立て時からの助成事業の利用が必要であるため2、同一世帯の親族や財産管理している親族（回答者は代理権のない保佐人）から通帳の開示等の協力を得られなかったため2、その他。

「助成自体を断られた」と回答があった117件のうち、その理由（複数回答可）に関する内訳は、首長申立案件ではないが36件（30.8%）、生活保護受給世帯ではないが32件（27.4%）、助成事業自体がないが7件（6.0%）、今年の同事業のための予算を使い切ったが2件（1.7%）であった。その他として、「資力・収入要件を満たさなかったため」が24件（20.5%）、「住所要件を満たさなかったため」が5件（4.3%）、「後見申立て時からの助成事業の利用が必要であるため」が2件（1.7%）、「同一世帯の親族や財産管理している親族（回答者は代理権のない保佐人）から通帳の開示等の協力を得られなかったため」が2件（1.7%）あった⁵。

問11 【問9で1件以上「② 助成額を制限された」又は「③ 助成期間を制限された」と回答された方にお聞きします。】助成に一定の制限をされた理由を教えてください（複数回答可）。

⁵ 複数回答可なので、合計は100%を超える。



備考 「3」について

裁判所の報酬決定額が助成上限額を上回ったため3、助成上限額の関係で相後見人の助成額の残額しか受け取れなかったため1、本人の預金残高のうち、生活保護の葬祭費に当たる金額を超える残高は助成額から差し引かれるため1、前年度は認められた後見人としての立替実費が認められなかった1、その他。

「助成額を制限された」、「助成期間を制限された」と回答があった全64件のうち、その理由（複数回答可）としては、事業の根拠となる要綱に助成の制限に関する規程があるからとの回答が52件（81.3%）、予算上の措置が16件（25.0%）であった。その他として、「裁判所の報酬決定額が助成上限額を上回った」「助成上限額の関係で相後見人の助成額の残額しか受け取れなかった」「本人の預金残高のうち、生活保護の葬祭費に当たる金額を超える残高は助成額から差し引かれた」「前年度は認められた後見人としての立替実費が認められなかった」などの回答があった⁶。

問12 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）に関して、御意見（利用のしづらさなど）があれば、自由に記載してください。

多岐にわたる意見をいただいたが、特に多かった意見を抜粋の上、以下に記載する。

(1) 助成の対象要件に関する意見

- ① 首長申立案件に制限されているのは問題である

⁶ 複数回答可なので、合計は100%を超える。

- ・利用の範囲を首長申立案件に限定している市町村の場合、本人の資力が生活保護基準であっても、本人や親族申立ての案件では報酬助成が行われないこととなる。後見人に就任した場合、「誰が申立人であるか」によって方針を変更するようなことは想定していないため、申立人の別によって報酬助成の差異を設けることは少なくとも選任された後見人にとっては不平等であると考え。したがって、申立人の要件については、撤廃されることを意見する。
 - ・市町村長申立以外の後見申立事案において、報酬助成がされない市町村が多く、困窮した高齢者・障害者を後見につなげることが困難な実情がある。
- ② 生活保護受給又はそれと同等の世帯である場合に制限しているのは問題である
- ・生活保護を受けていないと報酬助成が受けられないため、業務が煩雑で大変でも無報酬となる可能性がある。裁判所の報酬決定や被後見人の実情を考慮して支給される制度にして欲しい。
 - ・わずかな年金があつたりして、境界線上で頑張っている本人について後見人の場合に、対象からはずされ無報酬で仕事をしなければならない事案が多い。
- ③ 資力要件のあり方が問題である
- ・不動産（施設入居前の自宅、自宅の隣の家（事実上家族の自宅として利用））を所有しているが預金が少ない被後見人について、報酬助成非該当とされ、助成を受けている場合より低額の報酬決定となった。経済的虐待事案であり、財産の確保や債務弁済、施設とのやりとり等に相当の労力を要しているのに、おかしいと思う。
 - ・本人の資力が低い場合に本人資産から報酬を差し引くと、当然本人の蓄えが減るため、相応の業務をしたにも関わらず、後見人が後ろめたい気持ちになる。最終的には生活保護の利用が可能と言われればそのとおりだが、報酬助成がもう少し広く行われてもよいと思う。
- ④ 住所要件のあり方が問題である
- ・自治体によって要件が異なるため、施設への入所や移転を機に報酬助成が受けられなくなる事例がある。移転先の施設を選定する際に、「施設所在地の自治体で報酬助成が受けられるか」を考慮しなければならなくなり、これが本人にとって最適な施設への入所・移転の妨げになることを懸念する。

- ・ A市の市長申立てで、成年後見人に就任したが、本人の身体的特性等（透析＋認知症など）から、生活できる施設がB市の介護老人保健施設しかない、又は入院しかないというとき、①A市において居住要件が存在すると本人はB市に転居しているためA市からは報酬助成が受け取れず、②B市においても（介護老人保健施設や病院では）住民票の移転が行えないため、報酬助成がもらえないという事態が発生し得る。このような場合には、結局制度のはざままで職業後見人の負担や持ち出しにより処理をするよりほかに、非常に不条理であると感じている。
 - ・ 助成の要件として「市民であること」が挙げられている場合に、年度の途中で引越しをしても月割りにして助成してくれる市町村もあれば、助成申立時（報酬決定の後）までに転出していたら全く助成がでない市町村もあるため、結果的に、全期間分の助成が得られないケースもある。
- ⑤ 助成の対象に関する要件の予見可能性が低いことが問題である
- ・ 収入・財産要件が分かりにくい
 - ・ 結局請求してみなければ助成対象になるかどうかわからないという回答をされたことがあった。これでは、当該助成を事務所の経営上あてにしていいのかわからない。
 - ・ 自治体の窓口、相談先等がわからず、またどのような基準で助成を受けられるかが明確でないので、支援事業を利用して、後見申立てを行うことに不安がある。弁護士会と各自治体との間で、制度利用に関する申合せや協議等を行って、会員が利用しやすい仕組みを構築してほしい。

(2) 助成額に関する意見

① 助成額全般に関する意見

- ・ 報酬の上限が十分とは言えない金額に設定されていることから、制度を利用したとしても十分に報酬を受領できない場合があると考えられる。今後、後見制度を利用する高齢者が増加すると考えられるし、現在でも後見人等のなり手が不足していることを考えれば、報酬をきちんと確保できることは重要である。行政は責任をもって対応して欲しい。
- ・ 仕事量に比して報酬助成の限度額が低すぎると思う。

② 助成額（特に付加報酬関係）に関する意見

- ・ アンケート回答対象の事案では付加報酬を請求しなかった案件はなかったが、本人の資力が乏しい場合で事案の困難さから追加の報酬を求めたい案件に当たるケースは多い。そうしたものについて助成があるとありがたい。
- ・ 被後見人が破産する際に、後見人が弁護士の時に破産事件について後見人が自らできるということで、法テラス利用ができなかった。そして、被後

見人が生活保護者であったことから、破産申立てについて報酬はなしで行うことを余儀なくされてしまった。そのうえ、後見人が、弁護士でなければ、法テラス利用で申立費用も扶助されていたのに、後見人が弁護士であるがゆえに被後見人は申立費用すら扶助を受けられず⁷、被後見人自体の経済的負担が重くなるという不合理なことが生じた。

- ・報酬助成を利用する案件は、本人の資力の問題で付加報酬が見込めないことが多く、後見人業務を行いながら債務整理等の業務を処理した結果、債務整理のみで受任した場合よりも報酬が少ないという状況であった。業務量と助成金額が見合っていないと思う。

(3) 助成のための手続に関する意見

- ・報酬助成を得るための手数と得られる報酬額を天秤にかけると、手数の方が重いと感じる。煩わしさの方が先に立ってしまう。
- ・揃える資料が多く、閉口した。
- ・申請するのに初回の定期報告時の財産目録から該当年までの財産目録、1年間の収入が分かる通帳の写しなど、資料の添付が多くて負担である。申請から実際の入金までも時間がかかる（数か月程度）。
- ・報酬決定があるのに選任のときの決定写しとか登記事項証明書申請を要求される意味が分からない。
- ・認知症で施設に入っている母と、自宅住まいの被保佐人が、住民票上同一世帯であるところ、世帯全員分の非課税証明書の提出を求められた。

(4) 助成の地域間格差に関する意見

- ・報酬助成制度は自治体ごとに要件、資産資力基準、既存事件への適用の有無が異なっている。分かりにくさ、申請の煩雑さにつながっているので、国が予算全額を支出して全国一律の基準にして欲しい。
- ・首長申立て以外にも対応する実施要綱への変更・整備の状況について、市町村によりばらつきがある。そのため、本人の住所の変更によって報酬助成が得られなくなるおそれのあるケースもある。同事業について、全国的な整備を進めてほしい。
- ・市町村によって制度や運用が異なるため、たまたま引き受けた案件が支援事業の遅れている市町村の場合もあり得るが、これでは担当する弁護士が見つからない事態が生じ得る。

⁷ なお、令和3年2月より、自己破産申立費用（手数料ではなく実費）の点については、弁護士後見人が自己破産申立てをする場合にも法テラスに申請すれば扶助を受けられる運用に変わっている。

(5) 助成の広報に関する意見

- ・制度の周知・広報がされておらず、要綱や基準についてWeb上に情報が無い。問合せ窓口がどこであるかが不明。
- ・利用条件など明記されておらず、問い合わせで調査をしなければならなかったため、HPなどに記載しておいて欲しい。
- ・HPを確認しても詳細がわからず自治体担当職員に問合せをしないとわからないため、HP上で要件の詳細が確定的にわかるとありがたい。

(6) 助成に関係する裁判所の対応に関する意見

- ・利用支援事業案件において、裁判所が、利用支援事業の基準額以下の報酬しか認めない案件が多数あり、問題である。
- ・自治体が規定に基づく助成をしない。裁判所は、自治体から助成の確約をとらないと報酬決定をしない。自治体は、裁判所の決定がないとなんとも言えないと言ってたらい回しにされる。

(7) その他

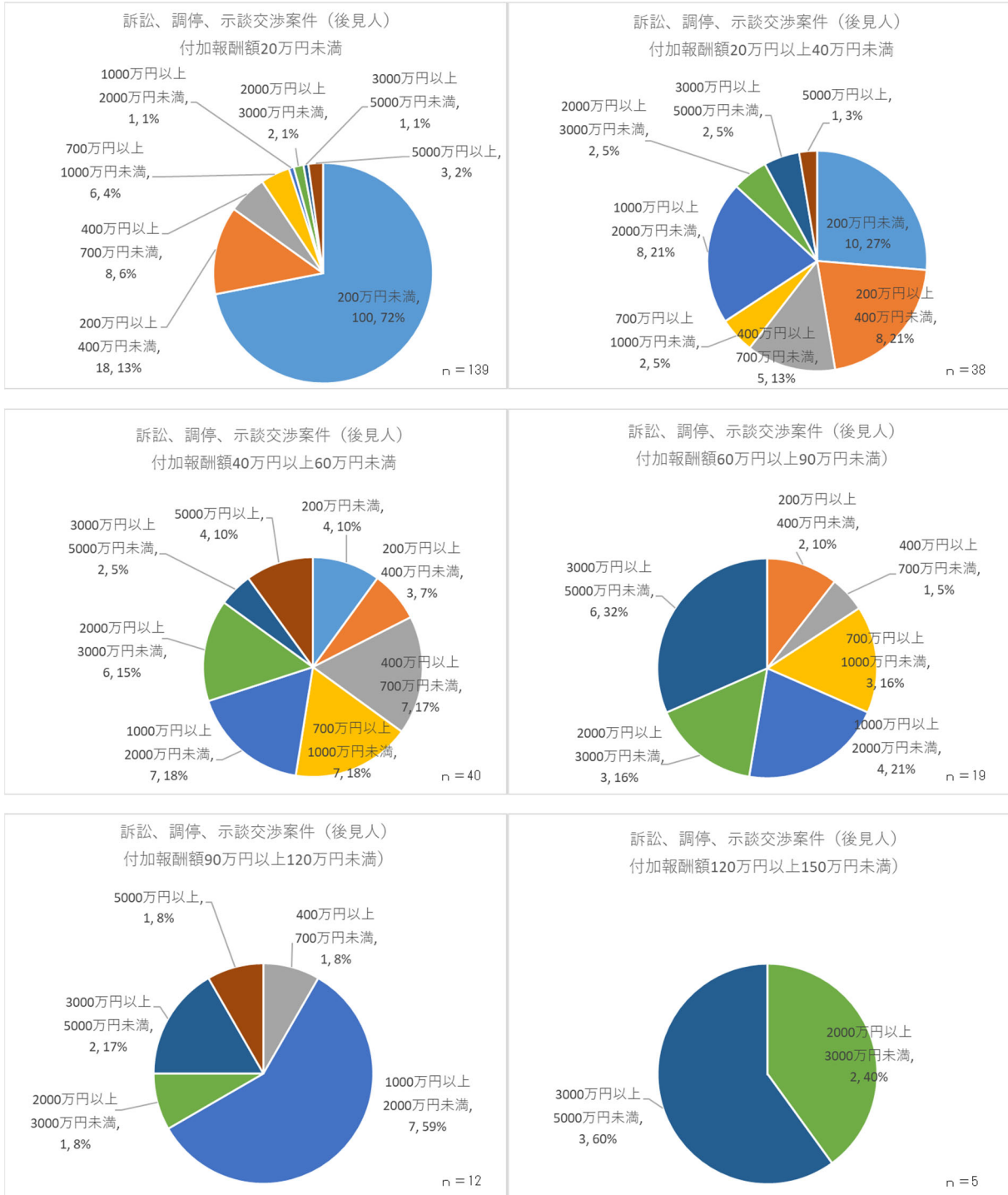
- ・報酬助成が拡充されなければ、専門職後見人の担い手が確保困難となり、成年後見制度利用促進が絵に描いた餅となる。
- ・家庭裁判所から弁護士会への推薦依頼の内容をみると、本人の資産なし、負債あり、事業廃止・建物明渡し・破産申立てが必要な案件で、首長申立てであるにも関わらず、報酬助成基準に該当しないと記載されており、市と家裁の無茶振りに「推薦できる人がいない」と回答してよいのかと思う。
- ・損害賠償、債務整理、破産等であれば、法テラスも利用も認められず、後見人である以上、法的処理をやらないという選択肢はなく、せめて法テラス基準の報酬が認められればまだ救われるが、それすらもない。無報酬案件では、ただでさえ低額な報酬請求すらできず、持ち出すだけである。また、毎日のようにクレームや連絡をしてくる後見人本人や家族の対応を強いられることもあり、実態に合わせた報酬というのであれば、これらの点も考慮して欲しい。

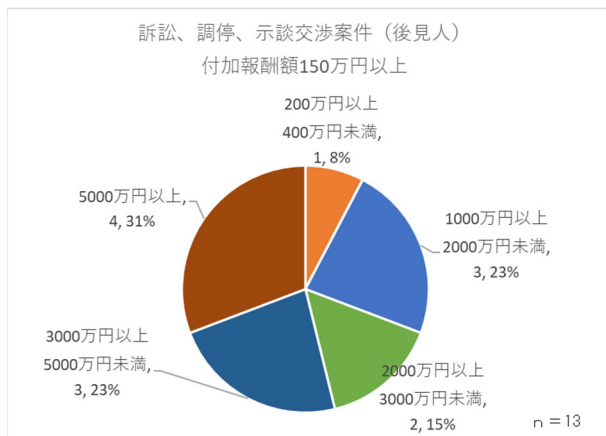
以上

問 3 - 1 訴訟、調停、示談交渉事件（遺産分割協議を除く）

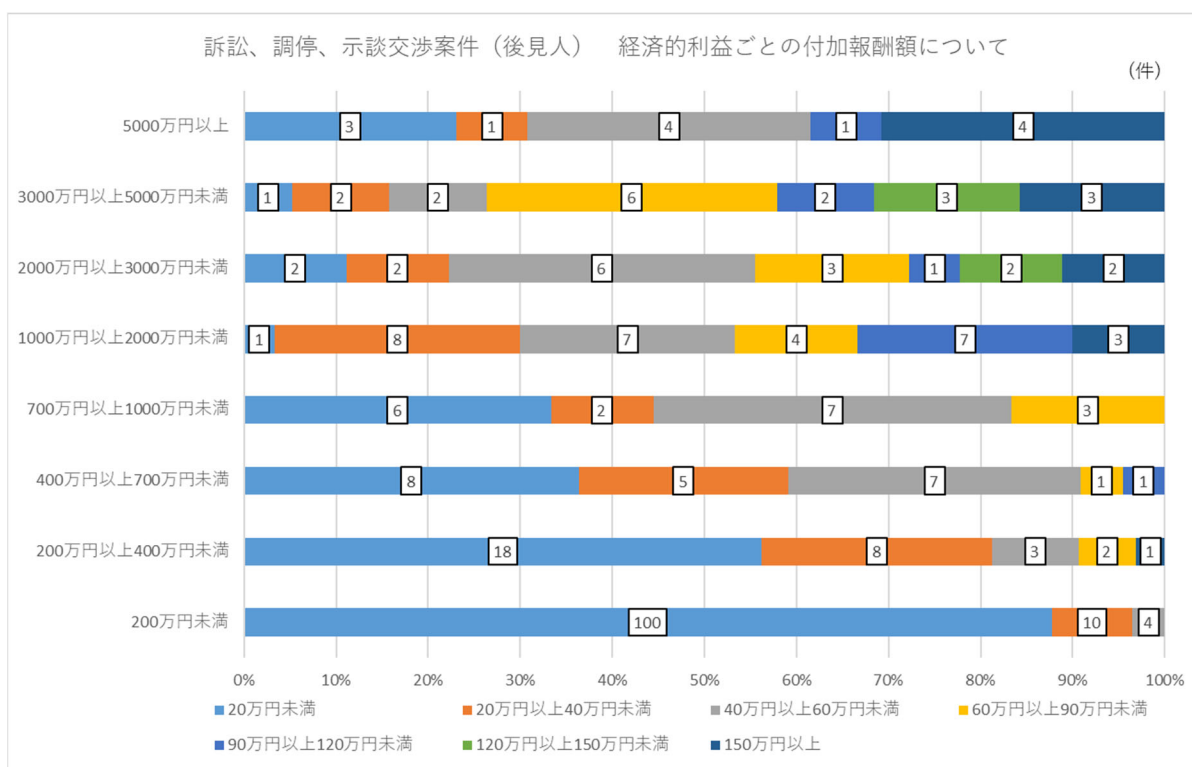
【後見人】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。



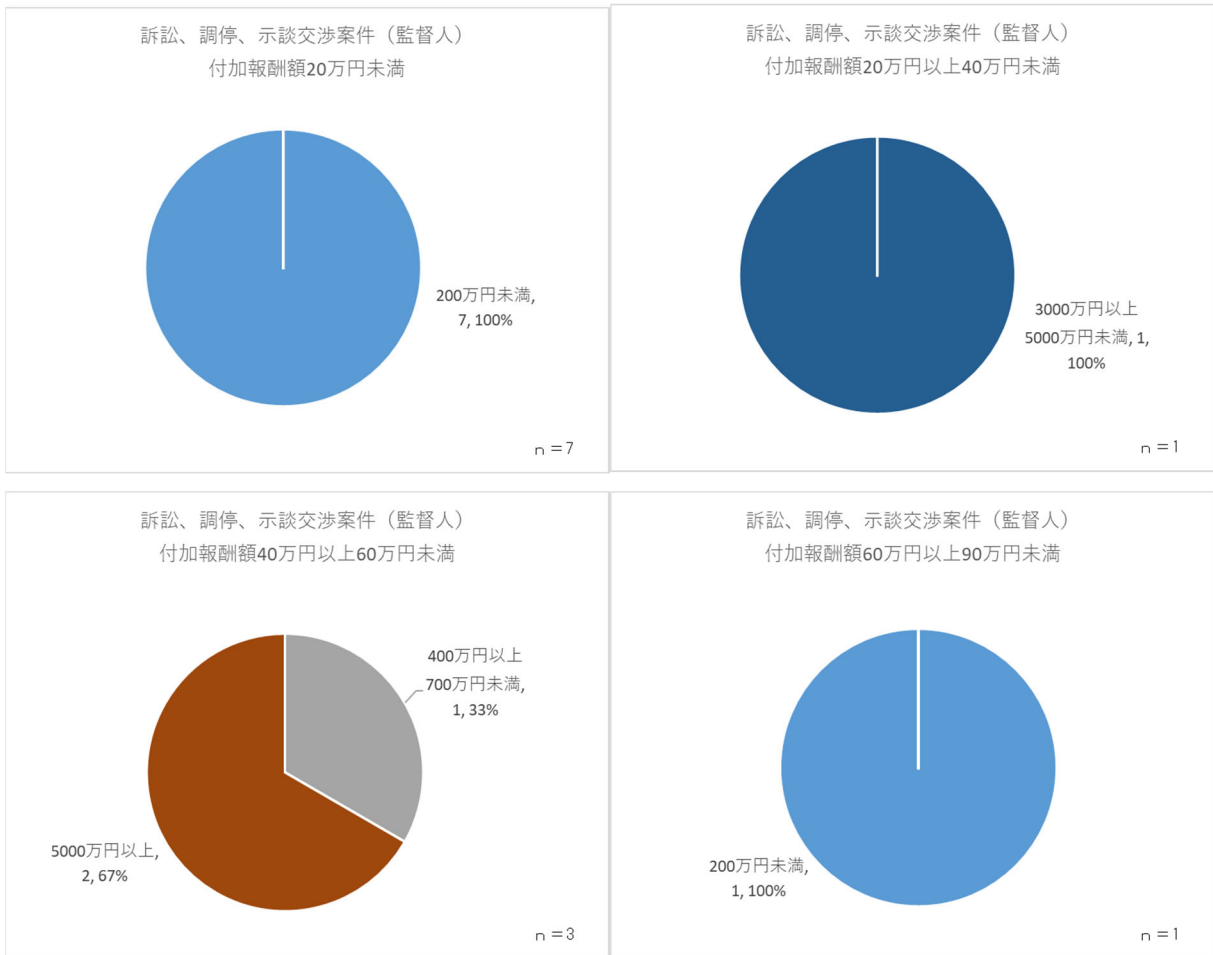


※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。

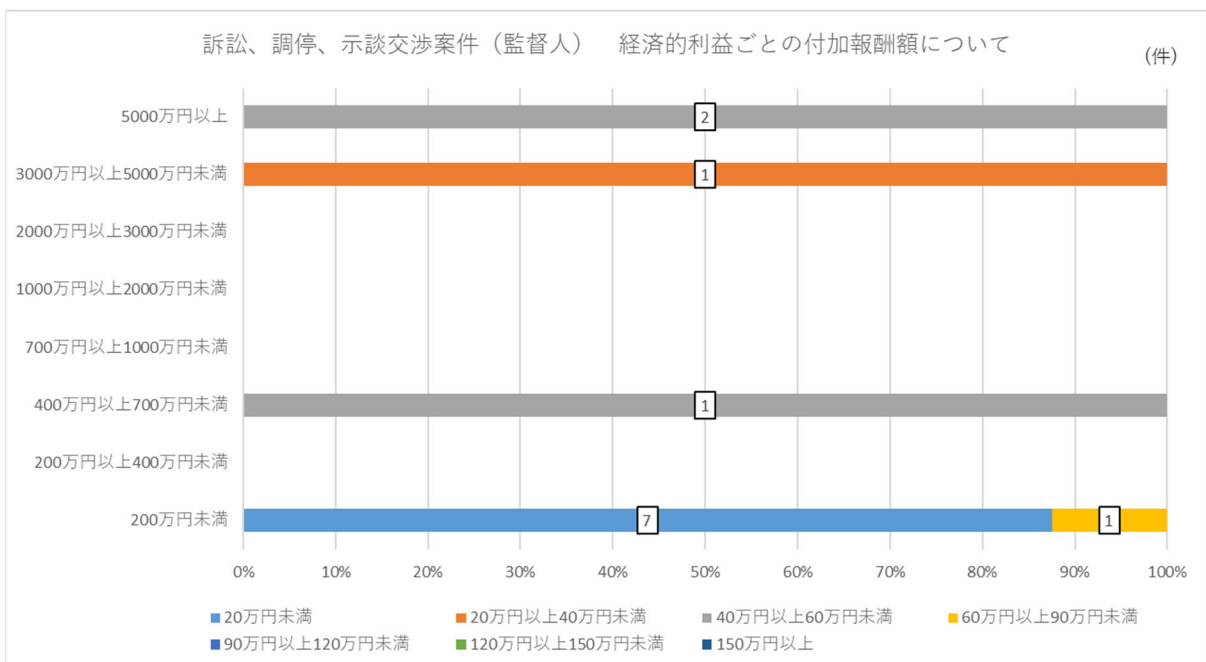


【監督人】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった付加報酬額の類型については、グラフを省略している。



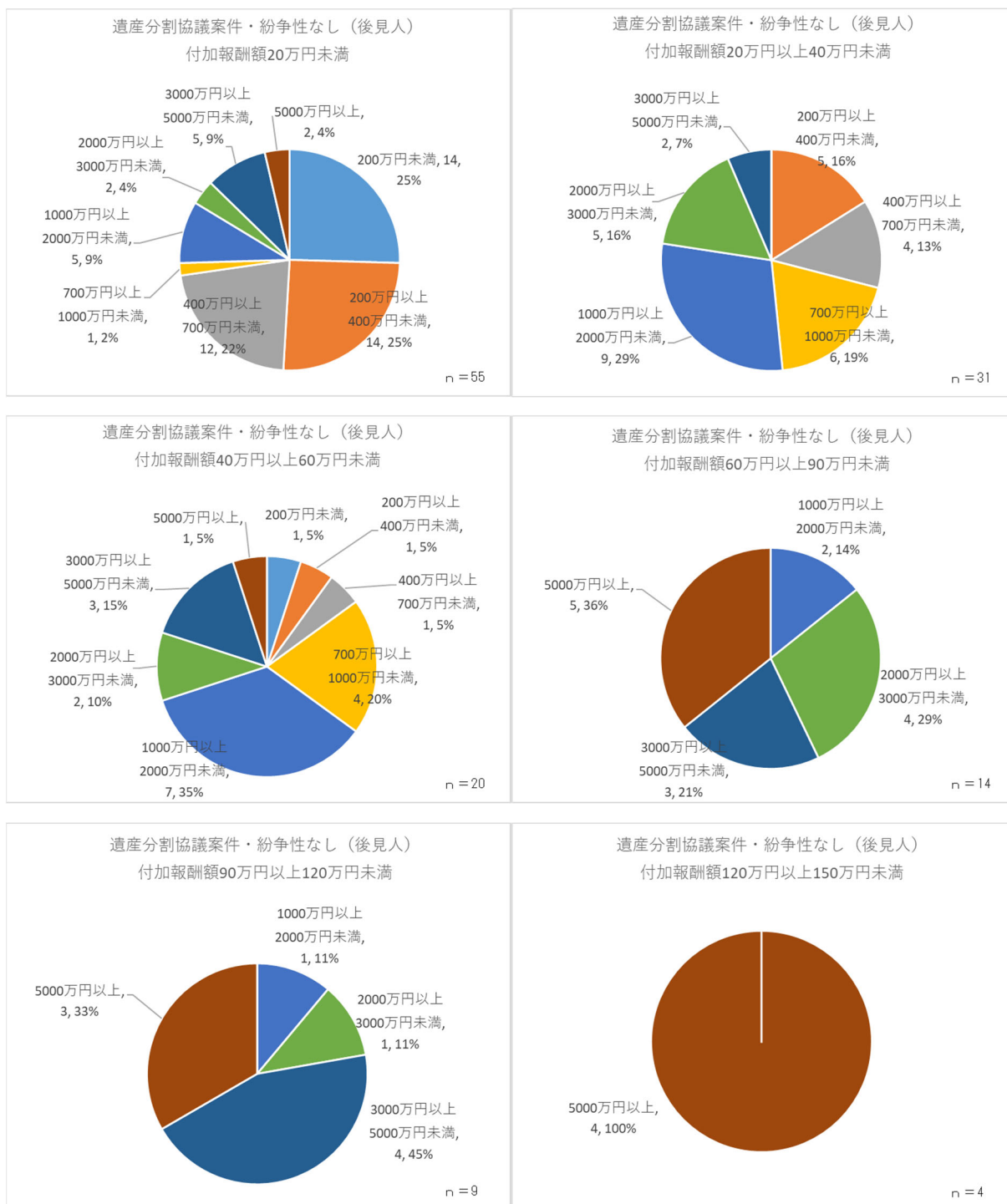
※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった経済的利益の類型については、グラフを省略している。

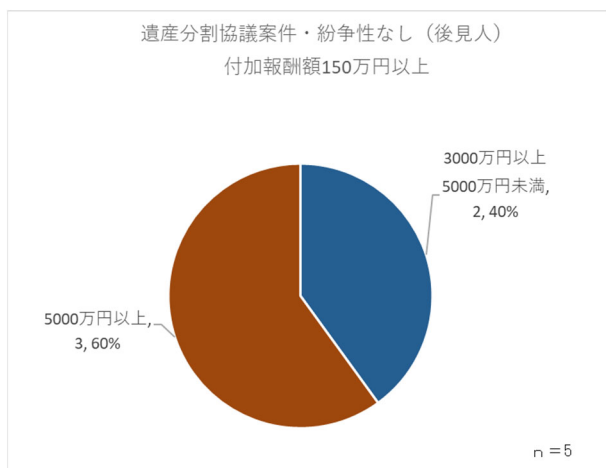


問3-2 遺産分割協議案件（協議書案の作成等、自ら主導的に対応した場合についてのみお答えください。）

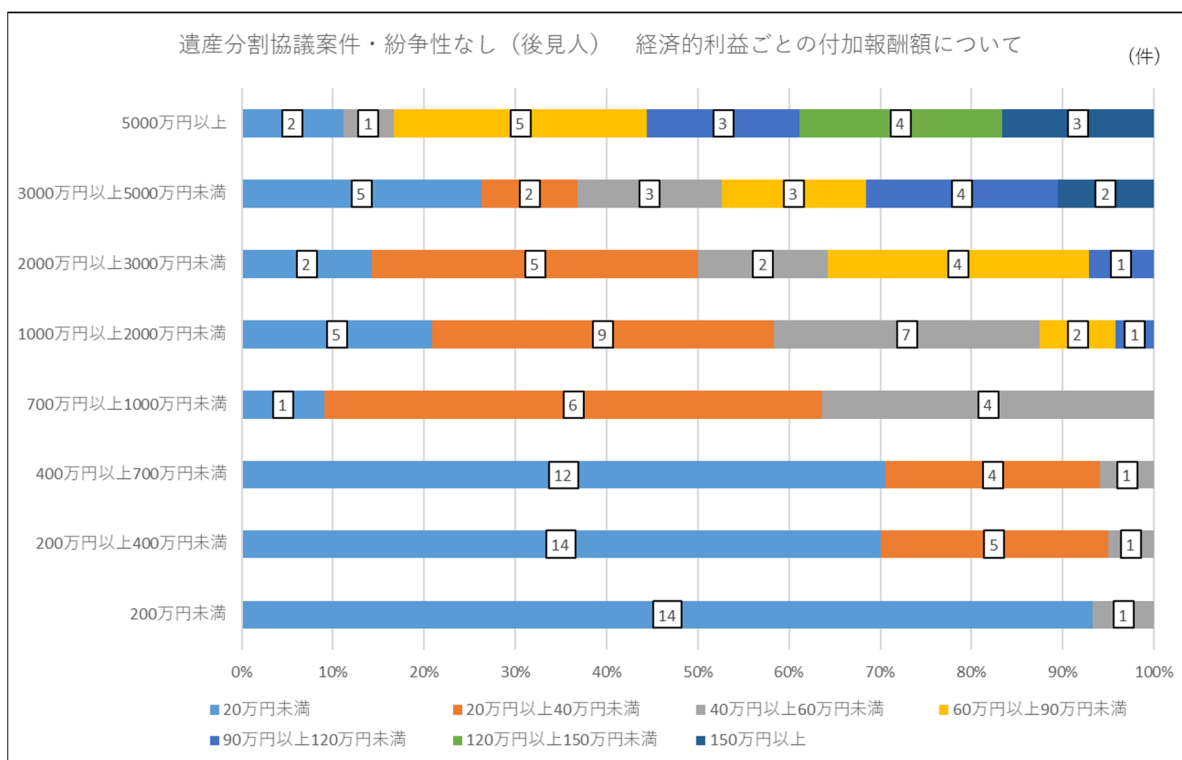
【後見人（紛争性がない場合）】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。



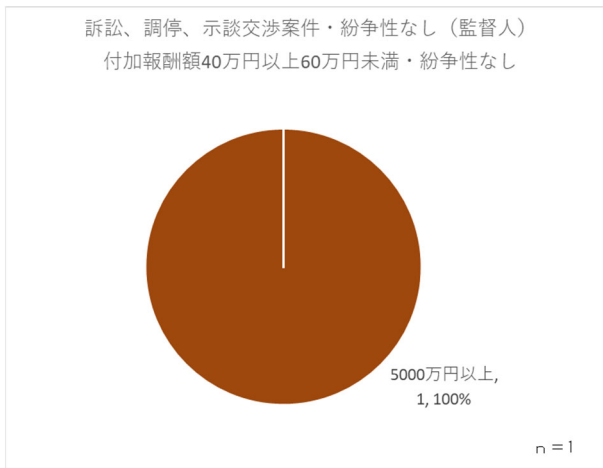
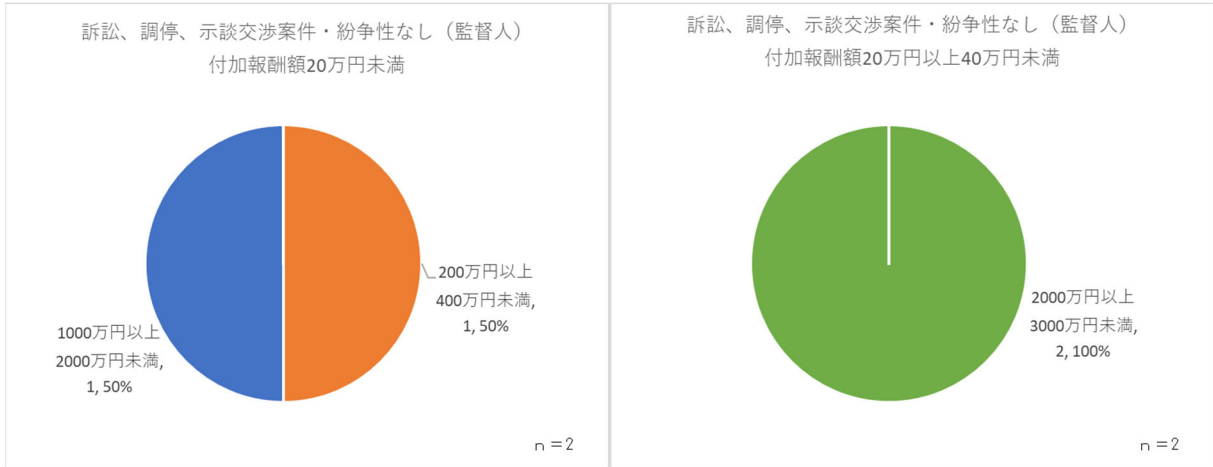


※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。

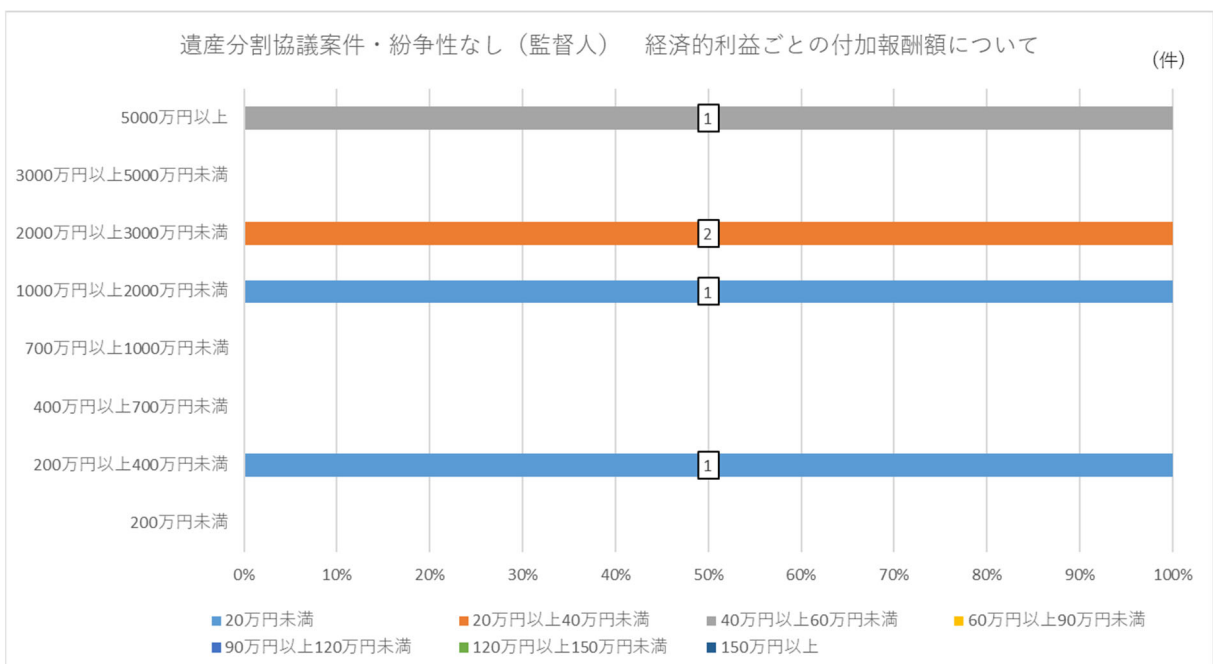


【監督人（紛争性がない場合）】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった付加報酬額の類型については、グラフを省略している。

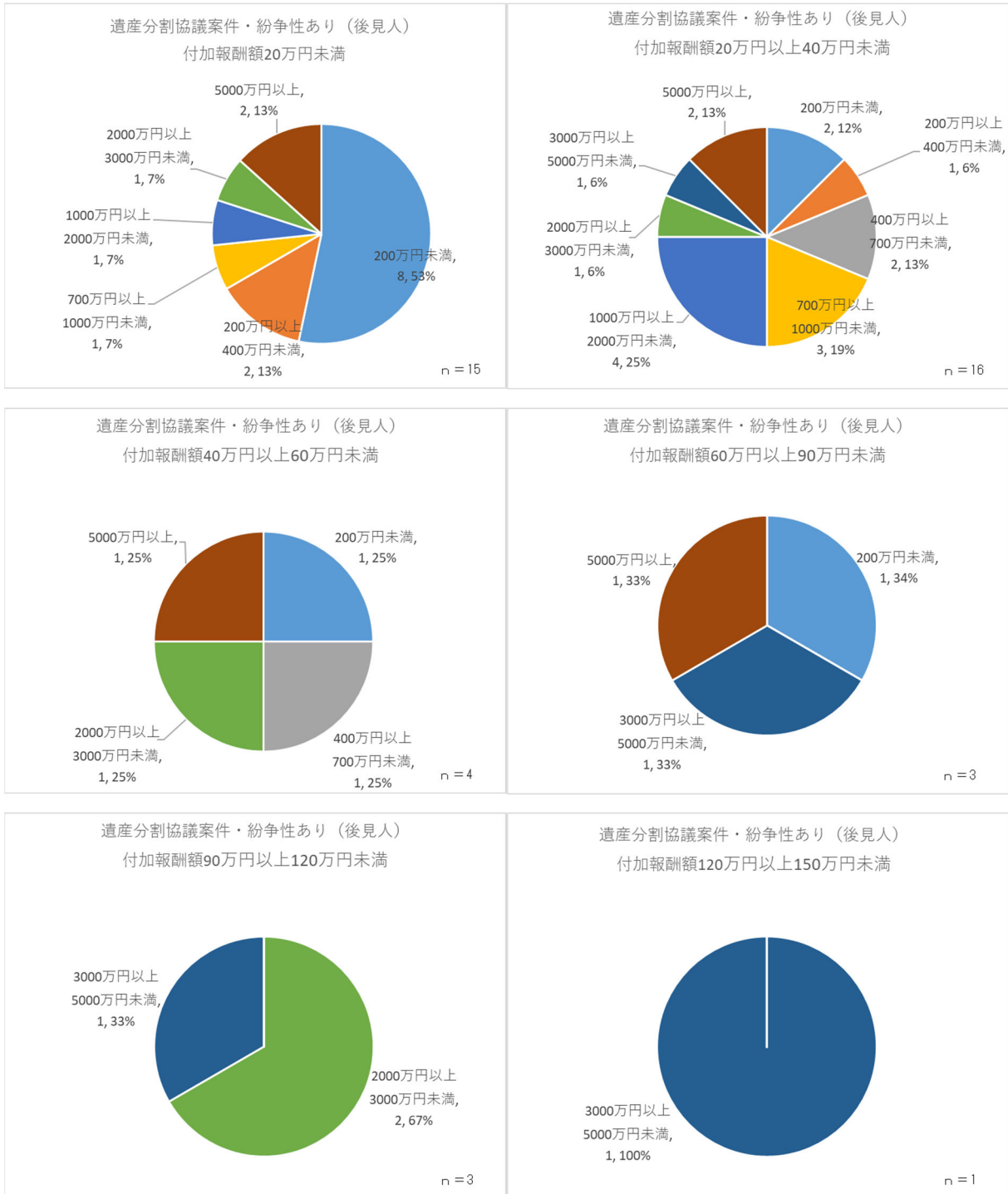


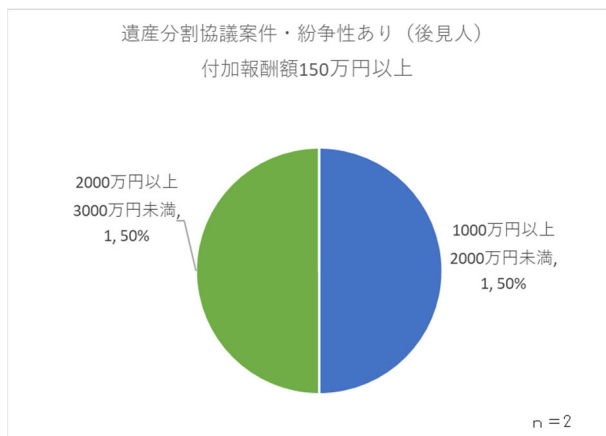
※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった経済的利益の類型については、グラフを省略している。



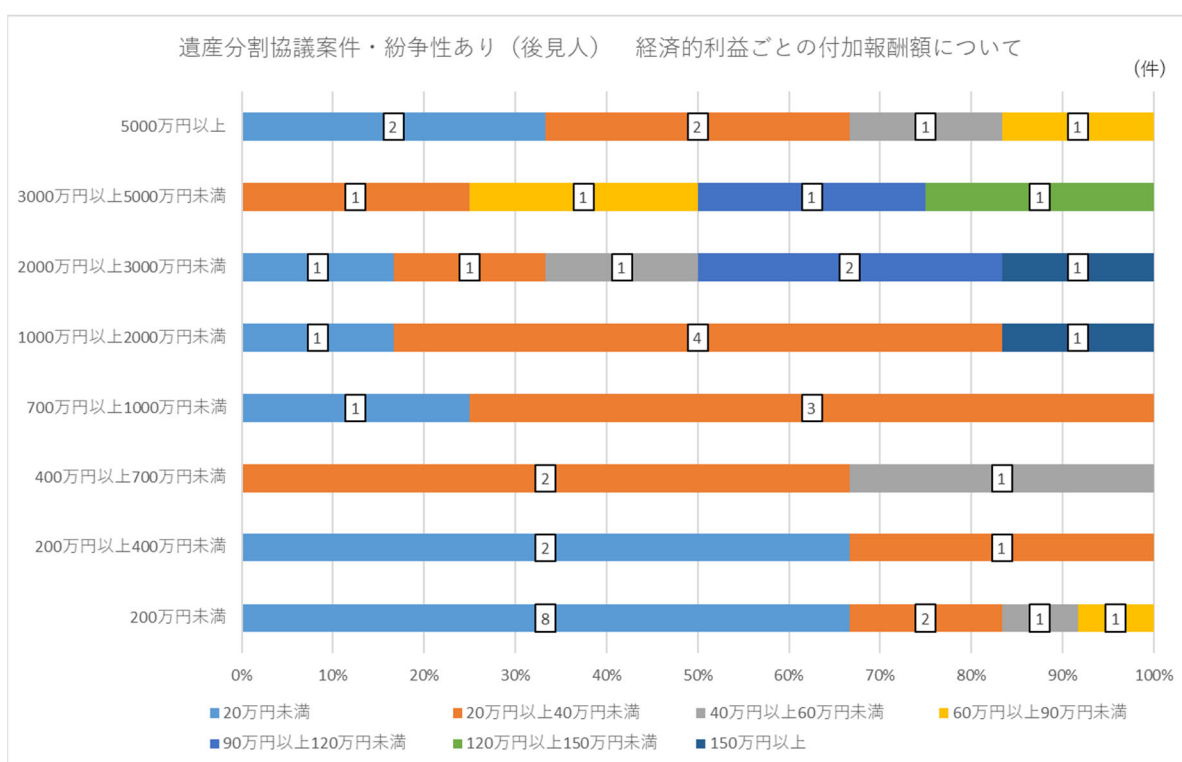
【後見人（紛争性がある場合）】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。



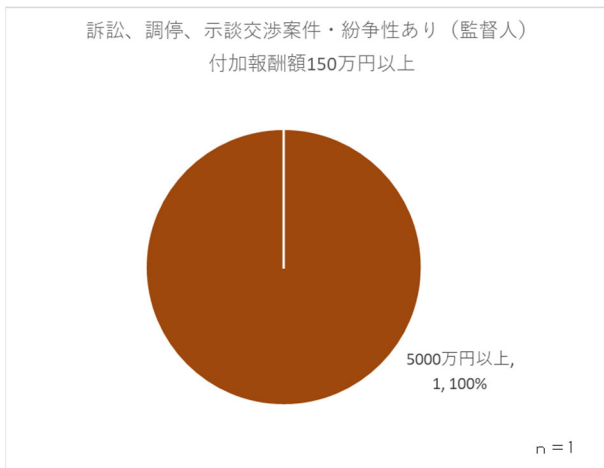
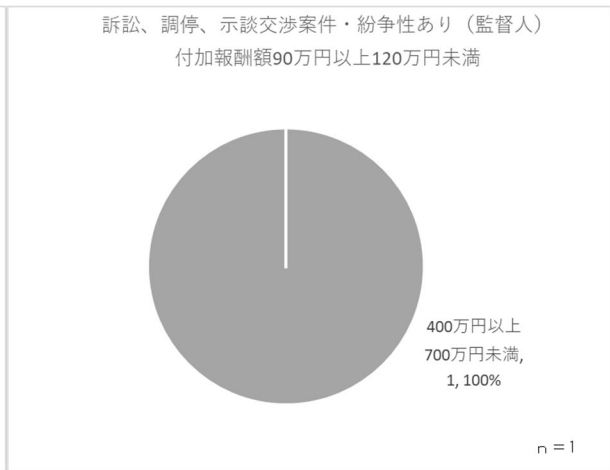
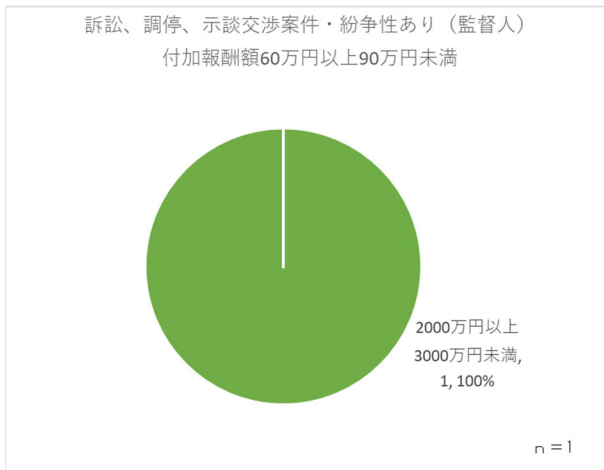


※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。

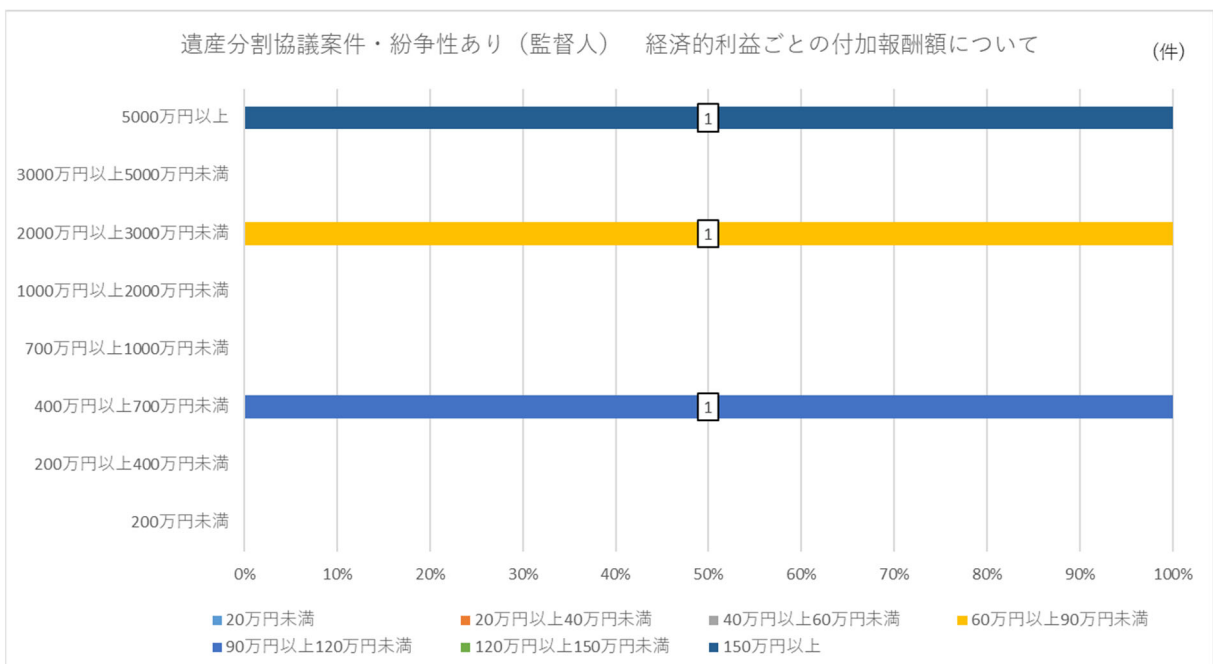


【監督人（紛争性がある場合）】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった付加報酬額の類型については、グラフを省略している。



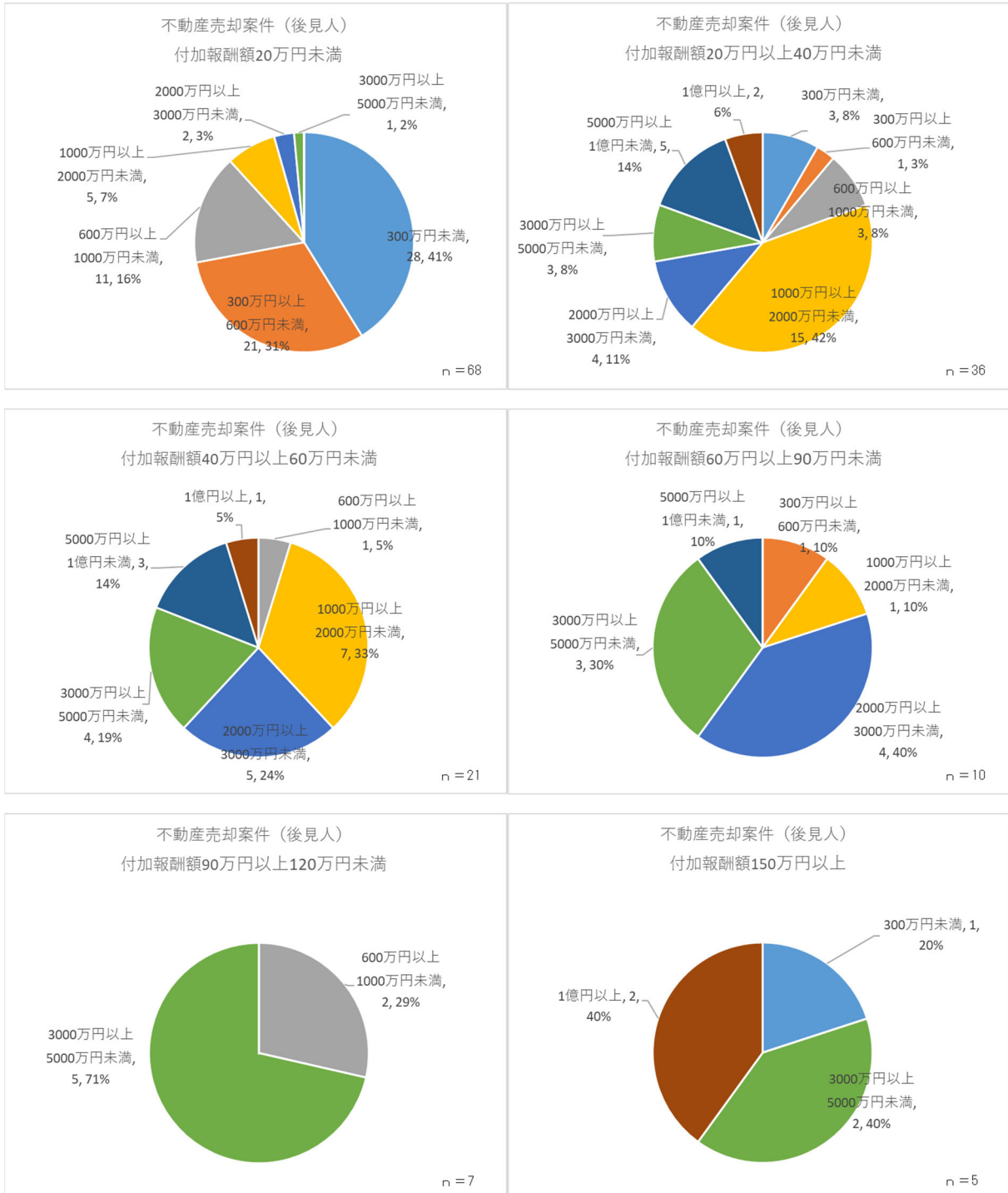
※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった経済的利益の類型については、グラフを省略している。



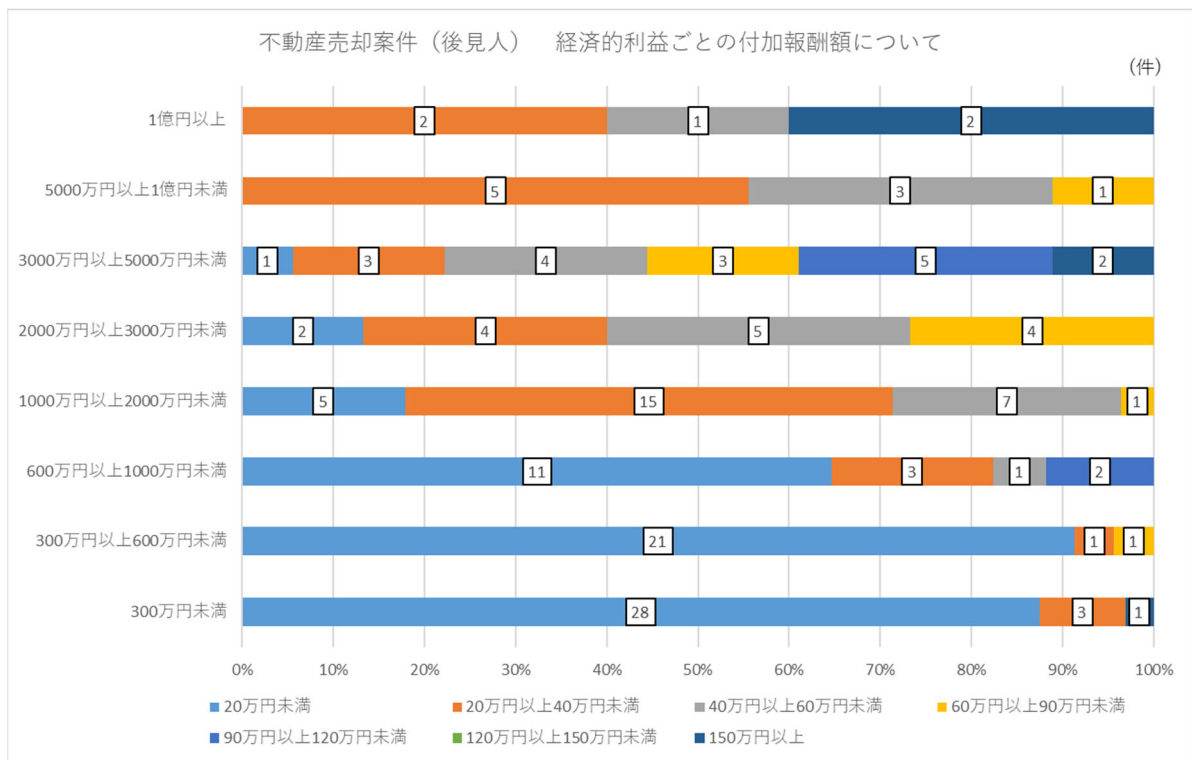
問 3 - 3 不動産売却案件

【後見人】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった付加報酬額の類型については、グラフを省略している。

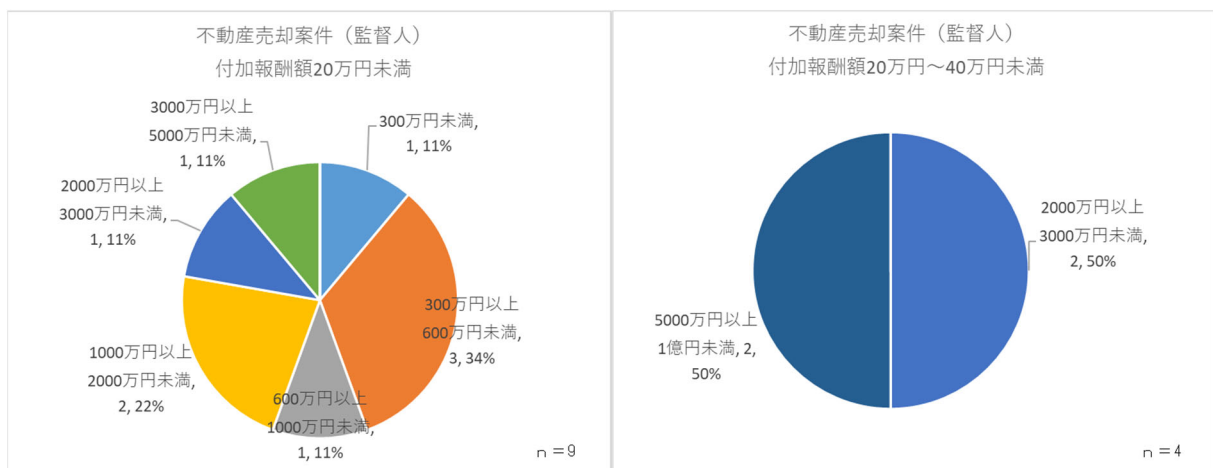


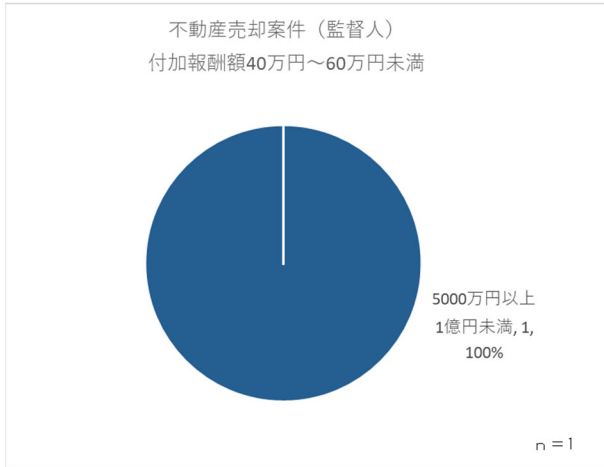
※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。



【監督人】

※以下のグラフは一定の付加報酬額を基準として、経済的利益がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった付加報酬額の類型については、グラフを省略している。





※以下のグラフは一定の経済的利益を基準として、付加報酬がどの程度あったかを示している。なお、回答数がゼロ件であった経済的利益の類型については、グラフを省略している。

